

産業建設委員会記録

令和8年3月6日(金)

9時59分～17時37分

全員協議会室

【委員】村木委員長、西田一平副委員長、

今田委員、村木委員、大谷委員、川上委員、小川委員、笹田委員

【議長・委員外議員】澁谷議長、森谷議員、西田清久議員

【執行部】

(総務部) 松山行財政改革推進課長

(産業経済部) 佐々木産業経済部長、久佐産業経済部参事、大屋商工労働課長、
大谷産業振興課長、佐々木農林振興課長、

岡田農林振興課普及支援担当課長、大驛観光交流課副参事

(都市建設部) 倉本都市建設部長、皆尾維持管理課長、渡邊建設整備課長
佐古建築住宅課長兼空き家対策室長

(金城支所) 市原金城支所長、河内産業建設課長

(旭支所) 西川旭支所長、官澤産業建設課長

(弥栄支所) 新開弥栄支所長、三浦産業建設課長

【事務局】小寺書記

議題

1 請願審査

(1) 請願第82号 令和7年12月定例会議採択の産業建設委員会所管請願に係る進捗
状況報告に関する請願について **【賛成多数 採択】**

2 議案第7号 浜田市弥栄農産物処理加工施設条例を廃止する条例について

【全会一致 可決】

3 議案第8号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について

【全会一致 可決】

4 議案第9号 浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について

【全会一致 可決】

5 議案第13号 財産の無償譲渡について (浜田市弥栄農産物処理加工施設)

【全会一致 可決】

6 議案第30号 浜田市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

【全会一致 可決】

7 議案第31号 指定管理者の指定について (浜田市美又温泉美肌観光拠点施設)

【全会一致 可決】

8 議案第32号 財産の無償貸付の変更について (「道の駅」ゆうひパーク浜田)

【全会一致 可決】

9 執行部報告事項

- (1) 浜田市企業立地優遇制度の見直しについて **【産業振興課】**
 - (2) 株式会社ジチタイアドとの空家等解消に向けた官民連携協定の締結について **【空き家対策室】**
 - (3) 地域交流プラザ活用計画（案）について **【旭支所産業建設課】**
 - (4) その他
(配布物)
 - ・ 漁業別水揚げについて **【水産振興課】**
 - ・ 浜田漁港水揚げ資料 2025年報について **【水産振興課】**
 - (5) 浜田市ふるさと体験村施設の営業休止について **【弥栄支所産業建設課】**
- 10 所管事務調査
- (1) 12月定例会議で採択した請願の進捗状況について **【該当課】**
 - (2) 産業建設委員会所管施設の有償・無償譲渡の状況について **【該当課】**
 - (3) 主要地方道浜田美都線全線2車線化の状況について **【弥栄支所産業建設課】**
- 11 ぎかいポスト等に寄せられた意見等への対応（委員間で協議）
- 12 議会による事務事業評価の実施事業選出（委員間で協議）
- 13 重要案件の意見交換会の案件見直し（委員間で協議）
- 14 地域井戸端会のテーマ設定（委員間で協議）
- 15 取組課題（委員間で協議）
- 16 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[09 時 59 分 開議]

○村木委員長

出席委員は7名で定足数に達しているため、産業建設委員会を開会する。
それでは、レジュメに沿って進める。

1 請願審査

○村木委員長

本委員会に付託された1件の請願について審査を行う。

委員にお願いする。執行部への質疑は、あくまで審査の参考とするための現状等の確認にとどめられたい。

ただいま、紹介議員から説明したいとの申し出があった。紹介議員からの説明の申し出に賛成される方の挙手をお願いする。

(挙手あり)

挙手多数により、説明を受けることとする。それでは、森谷議員、簡潔にお願いする。

○紹介議員（森谷議員）

もともと報告することになっているのであり、新たに仕事が増えるわけではなく、義務をきちんと履行してほしいというだけであるので、賛成していただきたい。

(1) 請願第82号 令和7年12月定例会議採択の産業建設委員会所管請願に係る進捗状況報告に関する請願について

○村木委員長

こちらは関連して、後ほど所管事務調査で確認することとなっている。

委員から参考のため、執行部に確認したいことはあるか。

(「なし」という声あり)

ないようであるので、採決に移る。

それでは、請願の採決を行う。採決の前に、自由討議が必要だと思われる案件はあるか。あれば自由討議の趣旨および目的をお願いする。

(「なし」という声あり)

なしということなので、まず先に、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いする。

(挙手なし)

続いて、反対の方や意見などがある方は挙手の上、反対理由や意見をお願いする。また、今回の請願は全て請願事項が項目立てされているので、請願事項のうち一部が反対である場合も、挙手の上、その項目と反対理由や意見をお願いする。

○小川委員

この請願については、透明性の確保という点について、重要性は理解している。ただ、進捗の報告については、所管事務調査や、定例報告で行えばそれで事足りると感じている。行政運営の裁量や効率性の観点から、本請願には反対である。

○村木委員長

その他あるか。

(「なし」という声あり)

それでは採決に移る。請願第 82 号について採決する。

本請願について採択とすべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

(挙手あり)

挙手多数により、本請願は採択とすべきものと決した。

以上で本委員会に付託された請願審査を終了する。なお、採択した請願はその後の対応状況を委員会として確認していくので、よろしく願います。

2 議案第 7 号 浜田市弥栄農産物処理加工施設条例を廃止する条例について

○村木委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

○笹田委員

昨日、実際に施設も拝見した。条例を廃止する理由について伺いたい。

○弥栄支所産業建設課長

この施設については、公共施設の再配置計画において、耐用年数経過をもって廃止という方針であった。その辺りも含め、JAと協議を重ねる中で、やはりこの施設は地元なども使っているということ、JAとしても地域の農業振興はしていくべきという考えを持っていたので、譲渡という方向で、今後 10 年間はこの事業を続けていくという協議の結果、先方の意向も確認できたので、このたび、譲渡するという形で提案させていただいた次第である。これに付随して、今回は無償譲渡となる。一旦条例廃止をして、普通財産にした後、議案が通れば、今年の 4 月 1 日の時点で譲渡契約を結びたいと思っている。

○笹田委員

公共施設の再配置計画の中で、時期が来れば、修繕の可能性が出てくれば廃止にしないかということから、この条例を廃止して、普通財産として譲渡の方向を考えたという認識で良いか。

○弥栄支所産業建設課長

主な理由としては、JAとこの施設をどうするかという話をしたときに市の方針としては耐用年数経過後の廃止というのがあったけれどもそれでは地域のためにならないだろうと市から言ったり、農協もそれを理解した形である。

○村木委員長

その他あるか。

(「なし」という声あり)

3 議案第8号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について

○村木委員長

資料として新旧対照表がある。また、昨日、委員会として現地調査も行っている。執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

○西田一平副委員長

跡地の活用について伺いたい。地域コミュニティーにとって非常に前向きな話だと思うが、町内会側からはどのような要望があったのか。

○建築住宅課長

もともと町内会からの要望があって、ここまで来ている。もともと、このあたりの町内会としての集会所は、旧雇用促進住宅の集会所を借りて使っていたということがあった。

町内会とすれば、やはり借りているという状況ではなく、拠点として集会施設を設けたいという思いがあった。

そういうことがあって、市に集会施設を建てたいので、無償で土地をもらえるような場所はあるかという相談があって、小福井住宅の区画の一部ではあるが、基本的には、将来的には建て替え計画もあるもののそれに対しても影響がない場所について今回提供させていただいた経緯である。

○西田一平副委員長

施設の老朽化と町内の要望が合致したので今回その譲渡に至ったということで良いか。

○建築住宅課長

小福井住宅については、次の建て替え計画ということで順位は高いところにあるが、非常に古い建物であるので市としても基本的には建て替え計画を進めていきたいというところがあったが、事前に、今住んでいる入居者への聞き取りをする中で、建て替えをすると家賃が跳ね上がる状況になるので、意向確認をさせてもらう中で、このままで良いという方が実際にいるということと、建て替えて欲しいとの声が今のところ住民の方からはない。そういうことがあるので、そこは様子を見ながら検討していく形になろうかと思っている。

○今田委員

この建物の解体費を教えてほしい。

○建築住宅課長

解体は来年度行う予定として、予算を計上しており 584 万 7,000 円となっている。

○笹田委員

根本的なことを聞くが改正前10戸だったところが6戸になるということで住宅が4戸減ることになるがそれに対する影響はないという考え方で良いか。

○建築住宅課長

条例の中の表ではそうなっているが基本的には全体で50戸あり、今回4戸減らすことになっている。影響ということ言えば、今答弁したが、建て替えというところはもちろん念頭に置いているので基本的にはもう入居させていない。

やはり建て替えとなると移動が伴うので、そこに対する費用も出てくるので、基本的には止めている。その中で、現状は25戸となっているので、基本的には影響ないと市はとらえている。

○笹田委員

先ほどの答弁の中で、建て替えをしないでほしいという方がいるということで、そこは考えながらという話であったが、逆に言えば50戸中25戸余っている。建て替えしないということは、そこはどうかという考え方もある。25戸もう止めているということは入れないということであるから、要するに、どこかに25戸用意しないといけないのではないかという議論も出てくる可能性もあると思うので、そのあたりの考えを示してほしい。

○建築住宅課長

建て替えに関しては、基本的には50戸あるが市の現在の公営住宅のストックも含めて需要に対する供給は非常に足りている状況ということで整理はしている。50戸あるから50戸を今後建て替えるかということになるとやはり人口減少も伴うのでここはまだ決まっていないがこれから検討であるが基本的には戸数を縮小をかけて建て替えをしていく予定である。

○笹田委員

これは無償譲渡であるが、市の財産を無償で与えるわけであるからそれなりの理由があると思う。それについて伺う。

○建築住宅課長

繰り返しになるが、地元の方から、これは地元の施設を建てたいから無償でもらえないかというところ、どうしても無償でもらいたいというところ、これがないとこの計画は頓挫するんだという意向も含めて、市にお願いがあった。

その中でいろいろ検討し普通財産にするので、担当課といろいろ協議をさせてもらったが、基本的には「浜田市財産の交換譲与、無償貸付け等に関する条例」があり、その中で、いわゆる公益事業に要する場合のその他の公共団体への無償譲渡は認められているということになっている。町内の方も地縁団体を組織されるということでこれが他の地方公共団体に準ずるということで担当課といろいろ話をし、無償譲渡は問題ないということで整理をつけている。

○笹田委員

理由は分かった。もう1点懸念するのが、集会所ということで、先方がお金を出し

て建てると思うが、無償譲渡した以上は、集会所の用途で無償譲渡するということがあるが、ほかに利用したとしてもそういう問題ないという考え方なのか。

○建築住宅課長

基本的には集会施設ということを地元の施設で 11 町内の方が使うととらえているので、その他の使い方がどうかというところの整理はしていないが、基本的には国の補助金とか市の補助金を使われる中でそこが条件になってくると思う。その中で整理されるのではないかと思っている。市の感覚はもう 11 町内の方が使われるととらえている。

○笹田委員

なぜ聞いたかという、大体無償譲渡したりするとき 10 年間そのまま使いなさいなど何年か縛りがあるって無償譲渡するというようなことが多かったので、ただ今回は町内会のことなので、町内会の判断で、例えば人口減少が進んできて町内会がなかなかうまくいかなかった場合にその集会所の在り方なども話されると思う。

そうなってくると、その土地が町内会としてどのように扱われるかという話になると思ったので尋ねた。

○建築住宅課長

普通財産にしての対応になるので、担当課と確認しておく。

○大谷委員

集会所の建設のためということであるが、地元の人たちがメインで使われると思うが、状況によっては、地区外の方が有償で使うというところもある。そして有償で使うような形態になることについては、仮に無償譲渡した後に集会所、自治会の方、町内会の方でそのような対応をとるようなことがあった場合は問題になることはないのか確認をしておきたい。

○建築住宅課長

先ほども答弁したように、今のところ、そこまでの想定は建築住宅課としてはしていなかった。改めて、市の補助金とかコミュニティー助成事業などを利用されるということもあるので、その条件も踏まえて、その使い方を市としてどうかというのは、また担当課の方と確認をする。

そこまでの使い方をするという事は町内会から直接聞いていない。基本的には 11 町内としての拠点ということで建設すると伺って、ここまで至っているの、そこはまた確認させていただこうと思う。

○村木委員長

その他あるか。

(「なし」という声あり)

4 議案第 9 号 浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について

○村木委員長

資料として新旧対照表がある。また、こちら昨日、委員会として現地調査を行

っている。執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

○笹田委員

有償譲渡ということであるが、発表できる範囲内で有償譲渡の金額は。

○建築住宅課長

譲渡の金額ということである。所有者がいるのでこれから契約ということでもあるが、錦ヶ丘の2棟と、栃木の住宅の2棟であるが、これらは約200万円ということになっている。

栃木は、これから公募をかけるので、この入札応札の金額は、ざっと330万円。これは不動産鑑定によって算出しているもので、基本的にはこれ以上で札を入れていただくという形になろうかと思う。

○笹田委員

栃木は誰も入っていなかったのも内部も確認したが、非常にきれいな形で330万円ということであるが、入札があれば良いと思う。ただ、入札条件について、海外の方が買われたりする問題も聞いているので、入札の条件など何かあるのか。

○建築住宅課長

これは普通財産としての対応になっているので、担当課とまた確認をさせてもらうが、基本的には金額による応札というところで市は理解しているので、別にそういう条件があるかどうかというのは確認しておく。市としては、それ以上のことは確認がとれない状況である。

○笹田委員

ここでこの条例が可決されると入札にると思うが、やはり入札の規定など分かった上で判断したいので、今この委員会の中で示していただきたいと思う。

○建築住宅課長

それは担当課と調整させていただければと思う。今しばらく時間が欲しい。

○村木委員長

この委員会の中でということをお願いする。

○西田一平副委員長

人口減少が進んでいく中で、こうやって市が管理する住宅を民間に移行していく流れは賛成であるが、今回のケースをモデルケースとして、今後よりスムーズな民間移行のための方針などはあるか。

○建築住宅課長

基本的には、これはいろいろ内規を定めており、条件とすれば10年以上の居住と、建物も耐用年数が25年でその半分を過ぎたという条件があれば交渉は進めている状況である。相手方の意向がいろいろあって、なかなか市の思いが伝わらない場合もあるが、あまりしつこくすると、相手方の都合もあるのでコンスタントに地道に営業を続けていくしか、今のところ、市とすれば対応はない。それ以上のスムーズにという

ことであれば、相手方がいるのでなかなか難しいところはあるが、今のところそういう状況である。

○西田一平副委員長

相手方がいるので、モデルケースとして、今後スムーズに移行していく方針を作ってほしいと思っているのでお願いします。

○建築住宅課長

分かった。意見としていただく。

○大谷委員

先ほど有償譲渡の公募の金額がざっくりと出ていたと思うが、この金額の設定については、当然妥当な算定方法であったと思うが、どのようなところからこのような算定だったか、根拠とまでは言わないが、妥当なものかどうかの説明をお願いします。

○建築住宅課長

個々の金額については、まずは不動産鑑定評価額によって基本的には算定しているので妥当なもの判断している。

○今田委員

今回の錦ヶ丘3号と5号と栃木の4号以外のところの今後の現状と今後の方向性を教えてほしい。

○建築住宅課長

この地域定住住宅においては、市が携わっているところで言うと、今まで21戸譲渡を進めてきた。

55戸残っている状況であるので、地道に相手方と交渉しながら順次減らしていければ良いと思っている。

○今田委員

栃木の4号棟であるが、これは1回賃貸で貸して譲渡という方向性の考えはなかったのか。

○建築住宅課長

もう基本的には手放したいので、賃貸も出られたタイミングで基本的には順次市とすれば売買をかけていくという判断である。持ち続けるという考えは基本的にないので、タイミングを見て手放せるところから手放していくと考えている。よって、賃貸は今のところ検討していなかった。

○村木委員長

よろしいか。

(「はい」という声あり)

5 議案第13号 財産の無償譲渡について（浜田市弥栄農産物処理加工施設）

○村木委員長

こちら昨日、施設の現地調査を行っている。執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

○川上委員

昨日はお世話になった。大体分かったが、中にある物品、旧弥栄村で購入したものであるが、確かに基金はなくなっているの、価値は少ないとは思いますが、結構価値のあるものがたくさんあった。そのものについての考えはないか。

○弥栄支所産業建設課長

減価償却的な考え方で言うと、既に償却は全て終わっているの、価値はそれほどなく残存価額の1円ということになると思う。よって、今回は、この建物に付属する備品と機械設備ということで無償譲渡を考えている。

○川上委員

確かに付属する部分だと思うが、付属するのは冷蔵庫、冷凍庫くらいで、それ以外は全て動産である。その点については、問題ないのか。

○弥栄支所産業建設課長

仮に評価をずとした場合に考えられるのが、固定資産税の場合は、取得価格の5%程度を見るところで、それで算出すると約90万円の価格になると思う。ただ、取り壊しの費用、解体費、将来的なことの負担も勘案して、そこを差し引くと、やはり取り壊し費用のほうが高くなるのでその辺りも考え総合的に今回は無償譲渡と考えている。

○今田委員

施設改修をした上でどのくらい耐用年数が延びたというのがあるか。

○弥栄支所産業建設課長

今回の改修に当たっては、業者に現場を見てもらい譲渡に当たって10年この用途指定期間を設けて加工施設で使うことにしているの、10年はもつということで最低限の改修となる。

○笹田委員

根本的なことを聞くが、土地建物合わせて合計796万円ぐらいの値段であるがこの無償譲渡の妥当性について伺う。

○弥栄支所産業建設課長

まず、譲渡の相手先ということがあると思う。

こちらについては、JAしまねということで、これは公共性の高い組織、公共的な団体ということになる。それから、譲渡するに当たってどういう事業をするということで、広域的な事業というところが必要な条件になろうかと思うが、これも、地元農産物の有効活用、それから地域の経済の活性化、ここを事業の目的とされている。農協の組織というところにも重なるところではあるが、広域性の高い組織と広域的な事業を行われるということで、譲渡先としてJAを選定した。

○笹田委員

議案質疑でもあったが、今までもJAは無料で市から借りて運営していたと思う。今後これを無償譲渡で行うと修繕費などいろいろな経費がかかってくる。

そうすると議案質疑もあったように押しつけだとか、今のままだも良いのではないかというような議論があったが、無償譲渡にして相手方が困らないのか。また、貰いたい、運営していきたいというようなところがあったと思う。その点について説明をお願いします。

○弥栄支所産業建設課長

実際にJAの負担としては、ご指摘のとおり毎年の修繕費、施設費は古く、先ほどの機械設備も含めて、今後かなり発生してくると思う。機械の更新も当然出てくると思う。それと、税金の負担というの、今回譲渡すると通常どおりかかってくるので負担は出てくるが、これはもう事前にお伝えをしており、その上で、ある程度の収支見込みとやはり地元などの利用があるのでそこをなくすわけにはいかないという判断をJAがされ、譲渡ということになっている。

○笹田委員

譲渡条件として10年間はそういった農産物の加工を行う施設という条件がついているが、この10年にした理由について伺う。

○弥栄支所産業建設課長

譲渡の用途指定の際に50年というところもあるが、この広域的な事業を無償譲渡でやってもらうがやはり10年は続けていただきたいという思いもあるのでこういう期間の設定をしている。

○笹田委員

決まりがそうなのかもしれないが、昨日伺ったがやはり加工品などは年々減少しておりトマトジュースを頑張って作っているが、そこで作っていた方が少し人数が減ったという話も伺った。そうすると、これから人口減少も含めて農産品も減っていく可能性もある中で、本当に10年、JAがそこを使ってやってもらえるのか危惧がある。だから、使いなさいではなく、減っていったときに本当に10年間それが維持できるのかという危惧である。JAに対してその辺りどのように考えるか。

○弥栄支所産業建設課長

この10年の見込みというところであるが、中も見だが生産する加工品も建設当初より内容が変わってきている。トマトジュースなどは減ってきているが、その代わりレトルト食品の方にウエートが寄ってきており、そういった市場のニーズなども含めて、農協は今後の事業見通しを立てられると考えているので、そういった変化にしっかり対応できているのが条件にはなるが、10年いけると市としても判断をしている。

○大谷委員

内部の備品、設備について、減価償却をされて帳簿上、価値は1円ということであるが、参考までに設備導入当初どれぐらいの金額をかけて譲渡しようとする施設を整備しているのか。

○弥栄支所産業建設課長

当初、事業費としては、7,600万円ほどかけてこの建設をしている。機械設備については、2,300万円ほどの投資がされている。

○大谷委員

先ほども笹田委員から質疑があったが、10年という限定された中で、産地形成について、レトルト食品などにシフトする中で、10年はやっていけるという話であったが、耕作面積、耕作者の数など、見込みがあつてのことだろうとは思いますが、耕作面積、耕作者の関係について、見込みをお願いする。

○弥栄支所産業建設課長

正確な数字は把握していないが、トマトジュースで言うと、町内でも30年前は多くの方が作っていたが、今は地元の企業1社がほぼ大きい面積を作っているという状況である。大豆など、そういった原料についても小規模で作っていた農家が減ってきており、その担い手というのは、米も一緒であるがどんどん集約をされている。ただ、そういった事業者が、それを自分のところへ集約することで、ある程度の面積は確保されているので、原料についても確保しつつ、今後10年も進めていくという形になろうかと思う。

○大谷委員

当然、産地の経済的基盤を増進させていくような施策を打つ必要があると思う。そのために現時点ではあるが何か手立ての見込みなどはあるか。

○弥栄支所産業建設課長

作目によっては補助制度もある。あとはそういった担い手になる農業者への支援、これは国、県、それから市の上乗せをする場合もある。施設や機械整備、そのあたりをしっかりと活用していただいて、今後支援をしていくということになろうかと思う。

○川上委員

確かに建物は適化法からも外れているが、中に、新たに今年の2月から設置した大型機械が入っていた。これは補助金で使うものだと思うが、これが逆に適化法の制限を受けて、先ほど言った10年以上のものになる可能性があるが、その点については確認されているか。

○弥栄支所産業建設課長

これについては農協と、レトルト施設を使われている事業者が相談されて、今回、導入をされている。適化法は確認していないが、規定に基づいた対応をしていく必要があると思っている。

○川上委員

問題はすぐに耐用年数を何年必要かだけであるが、その機械を見るとステンレスのかなり良いものを使っているので、耐用年数が相当長いと思う。そうなってくると、先ほど言った10年という期間を超えるものになろうかと思う。その辺りをしっかり確認された方が良いと思う。

○弥栄支所産業建設課長

その点については、確認させていただく。

○村木委員長

その他あるか。

(「なし」という声あり)

6 議案第 30 号 浜田市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

9 執行部報告事項

(1) 浜田市企業立地優遇制度の見直しについて

○村木委員長

資料として新旧対照表がある。こちらは議題9の執行部報告事項(1)も関連するので、併せて説明をお願いします。

○産業振興課長

浜田市の企業立地優遇制度の見直しについて説明する。

近年の建設費用や機械導入費などの物価高騰を踏まえた浜田市の企業立地優遇制度の見直しについてであるが、内容については、3の(1)の企業立地促進条例施行規則の一部改正である。浜田市は島根県の優遇制度と合わせており、併用できることで、立地する企業にとって、初期投資の軽減や人材確保において大きなメリットを得るよう制度を構築している。企業立地促進奨励金に関する施設整備取得奨励金について、立地する企業が多額の投資を行い、大規模な雇用を一定条件で達成した場合には、島根県の優遇制度に合わせて上限額を引き上げる。

裏面下にある、企業の投資額に対する奨励金交付額についてである。市外企業においては、投資額が10億円を超えると上限額に達しており、40億円投資しても100億円投資しても、1億円の交付額となっている。また、島根県では、石見地域に立地かつ、増加雇用数が30人以上の場合、上限額が3億円に増額される。これに合わせて浜田市についても、土地、家屋または償却資産など、企業立地に必要な投下固定資本額が40億円以上かつ、増加従業員が30人以上達成した場合、奨励金の上限額をこれまでの1億円から3億円引き上げ4億円とする。また、市内企業が工場を新設、増設する場合においても、投資40億円に対して、助成割合が5%のため、上限額を2億円とする。

続いて、イの交付時期の見直しについてであるが、今まで奨励金の交付を3年の間、分割して交付することができるとしていたが、上限の4億円を考慮し、4年の間、分割して交付することができると改める。

続いて、(2)の企業立地促進条例の一部改正であるが、市の他の優遇制度が奨励金の金額を超える場合、優遇措置が適用できないという定めがある。

変更前の例をご覧いただきたいと思うが、浜田市は、立地奨励金が2,000万円と仮定して、他の補助金が下回る場合は両方受け取ることができるが、他の補助金が少しでも上回る場合は、立地奨励金が受けられないという仕組みになっている。この併給制限は県内8市では浜田市のみであり、優遇制度面で劣っている状況にある。他市に劣っていない魅力ある制度とするため、今議会で追加提案をしている。

施行期日は令和8年4月1日としている。今後の立地企業にとって、より魅力的な優遇制度へ見直しを行うことで、さらなる企業誘致に取り組みたい。

○村木委員長

先ほど報告ということで見直しを説明いただいた。中には条例の関係も一部触れられていたので、合わせた説明かと思う。まずは、報告事項、委員の皆手元にあるが報告事項に関しての質疑を受けたいと思う。

委員から質疑はあるか。

○笹田委員

今回、投資額 40 億円以上、雇用 30 人以上というのはなかなかハードルが高いような条件であるが、浜田市において過去にこのような企業が進出したことはあるか。

○産業振興課長

過去の立地においては、上限 40 億円、それから、雇用 30 人を目指している事業者はいなかった。

○笹田委員

となると、これからということであるが、浜田市はこの条例を見直しをかけることによって、今後何社ぐらい、この制度を利用して立地を見込んでいると考えているか。

○産業振興課長

浜田市に 4 社ほど、企業立地を検討している事業者から相談を受けている。企業立地の申請書はまだこれからで、ヒアリングの段階ではあるが、この制度を活用した場合、この施行規則の一部改正については、1 社該当があると予定している。

○笹田委員

4 億円の奨励金ということで、30 人の場合も 1 人当たりが 1,300 万円の支援という数字になるが、費用対効果について伺う。

○産業振興課長

費用対効果であるが、なかなか雇用数が 30 人以上というのは達成できないし、30 人以上の雇用を達成するためには、ある程度の投下資本が必要になって、設備投資も多額となる。10 年スパンで見たときに、十分、この 4 億円を効果的に活用できるというような見込みを立てている。

○笹田委員

一つ懸念というか、県外は優遇されている。県が 4 億円で市内業者が 2 億円。そうとなると、市内業者も 40 億円と 30 人以上と大変だと思うが、やはり市内の業者も同じぐらいの、市として先ほど言った費用対効果があるわけであるから、同じような補助をすべきだという思いもあるが、それについてお答えいただきたい。

○産業振興課長

それについても検討したが、今の制度が、市外企業の助成率が 10%、市内企業が 5%という制度であり、40 億円投資した場合となると、根拠として示す場合は、やはりそこで助成割合を勘案して示す必要があるということで、今の制度に沿って、上限額を分けさせていただいたという経緯がある。

○笹田委員

おそらく、こういった企業立地の補助金は、県がやったところにプラスして各自治体がやっていると思う。そうなってくると、隣の益田市で同じようなものがあると、そちらが優遇されると、市の業者が益田で建てるかもしれない、江津で建てるかもしれない、そういう恐れがあると思う。同じような補助をやっていると、市内業者が、市内では2億円しか受けられないが、隣の市町へ行けば4億円もらえるなら、そっちでやっても良いという考えが出てくる。

そういったことは絶対に避けないといけないと思うので、もちろん外からの企業も大切である。しかし、地元企業を大切に育て、育ってもらおうかということをもう少し考えて制度を考えてほしいと思ったので質問したが、改めて伺う。

○産業振興課長

市外から来ていただく企業の支援も重要であるし、先般の議案質疑でもあったが、市内の事業者も支援することは重要だと思っている。近年の立地認定については、結構市内事業者が活用しているケースがあり、例えば、吉原木工所や、イワミ食品、そういった電気店など、結構地元の事業者に使っていただいて、喜んでもらっている。先般も、奨励金の交付に関しては、お礼の電話もあり、これを原資にまた設備投資をさらにしていくというようなこともいただいており、市外だけでなく市内事業者も使っていただけるように、市も働きかける。

○笹田委員

これにはかなり大きい財源が必要になってくる。市として、財源だけ伺う。

○産業振興課長

財源については、市の単費であり、1億円ずつ毎年支払えるように、合わせて制度を改正する予定である。

○大谷委員

そもそものところから伺いたいですが、助成割合が市外と市内で差を設定しているのはなぜか。

○産業振興課長

先ほど、浜田市の制度は島根県の制度に合わせた制度設計をしていると説明したが、島根県も同様に、県外から新たに島根県に進出する場合と、県内企業が規模拡大を行う場合とで、やはり差を設けており、その制度を合わせる中で浜田市も同様にしたという経緯がある。

○大谷委員

それは聞いたが、なぜそこに差を設けているかというそもそもの理由である。立地するとか投資するという点については、先ほど笹田委員からもあったように、同じわけであるが、なぜそこに差を設けるかという点についてはいかがか。

○副市長

市外企業が進出される場合は、実際の工事着手するまでに事前調査とか、いろんな地元企業にはかからないような負担がかかる。実際に今回、今検討いただいている

ところも、何度も市外から旅費を使って来ていただいたり、いろんな調査、事前準備なども必要である。そういうプラスアルファから、創業してからも地元ではないので、いろんなまた本社から人を呼ぶとかいろんなことが必要になってくる。

そういう面ではやはり新規の市外業者の方に優遇する。それと、先ほど来、課長が言ったように、やはり魅力的な制度がありますということもアピールするという意味でそういう差を設けている。これは少し島根県に確認しないといけないが、私はそういう意味ではないかと思った。

○大谷委員

事前の出費が多いという意味合いと受け止めた。そうした場合に、そもそも、建る言った場合に、土地がないと当然できないわけであるが、そうした場所としての対応措置というものはあるのかないのか伺いたい。

○産業振興課長

場所については、奨励金の対象、購入の場合など奨励金の対象となるし、もし土地を探している、土地やソフト産業であれば事務所を探しているということになれば、企業立地の担当が調べて、提案するというような流れをとっている。

○大谷委員

そうであろうと思うが、やはり40億円規模、しかも30人以上となると、それ相応のスペースが要ると思う。それ相応のスペースというのはなかなか浜田にはないと思う。よって、そもそもが成り立たない限り、このような制度を作ってもなかなか応募が難しいのではないか。現に県有地その他で空いているところがあればそこは対応できるが、それ以外のところについては対応はなかなか難しいという状況なので、制度を作っても、これまでもなかったというような話があったと思うが、その点について、今後に向けてどのような方策をとるべきかということについて伺いたい。

○副市長

先ほど課長が言ったように、実際にこれに該当しそうな企業の協議もあるということなので、このタイミングでこの制度を作り、そういうことが浜田市でも行われ、実際に実行されるということは、実績で作らなければいけないと思う。全く今、予定がないということではなく、そういう想定も今できているので、何とか実行したい。

それで、それ以外にも、これに準じた規模の話もいただいているので、今後こういうのをどんどんアピールしながらやっていきたい。浜田市のもう一つの売りは、島根県の企業立地では製造業やIT企業と業種が限られているが、浜田市の場合は、特に農業の産業とかほかの産業でも大規模投資がもしあった場合は対応できるようにしているので、こういう制度を持っておけば、他の自治体よりも優遇されるということで、浜田を選んでもらえる可能性があるのではないか。

ただ、土地の問題というのは、これは浜田市ではどうしても土地がないということなので、なかなか話があつてすぐ造成ということにはならないと思うが、現在ある土地とか施設を使っていただいて話をするというところで、可能性があるものがあるということで今回やらせていただく。

○川上委員

補助金の原資は何であるか。

○副市長

一般財源の中で調整をして用意するということになると思う。

○川上委員

理解した。ただ、歳入が少ない中で、一般財源の中で何とかやりくりするのは難しいのではないかと思うが、大丈夫か。

○副市長

先ほどとは逆な話になるかもしれないが、そんなに頻繁にあるとは思っていないので、あるときはしっかり使う。先般来の助成の申請3件増の支援なども単費を使っているが、そういうものと一緒に、必要なときには、いろいろ予算を駆使して応援することになる。

○川上委員

期限は設けられるのか。この条例は期限を設けるのか、時限的にやるのか、ずっと続けられるのか。

○産業振興課長

この規則改正、条例改正については、4月1日以降、改正するまで適用していく予定である。

○今田委員

話を聞いている中で、かなり大企業が来る想定のお金だと思うが、それに伴い、来られた場合の市内の業者への影響とか、しわ寄せなどがないか教えてほしい。

○産業振興課長

ご指摘はごもっともで、大規模な企業が立地すると、雇用の面で特に心配される面もあるが、市においては、そういった企業間で人材が流動した場合の優遇制度ではなく、雇用促進奨励金というのがあり、あくまで、新卒、UIターン、それから配置換えで転勤で浜田に来る方なども含めて、そういった方を対象にして支援をしている。

○小川委員

他市との比較の部分、先ほども説明があったが、この併給制度の文面と、それと、奨励金の金額の水準、これも含めて、先ほどの説明でいくと、雲南市と浜田市が少し低かったというか、その制度と比較したときに少し劣っていたというような判断があったと思うが、その金額とその併給制度も含めて、今の水準で言うと、ほかの市と同等に並んだという判断でよいか。

○産業振興課長

ほかの市と並んだということになる。同様の制度になったということが言えると思う。

○小川委員

タイミングとしてこの時期というのは、まずこの文章の説明の中では、物価高騰などがあったが、やはりそういう希望される企業がいるという環境も片方にある中で

の判断で、もうこのタイミングで見直しをしたいという決断をされたということで良いか。

○産業振興課長

そのとおりであり、そういう立地に関しての相談をいただく企業がある中で判断した。

○村木委員長

その他はあるか。

(「なし」という声あり)

以上で報告の部分の質疑を終わり、続いて議案の条例改正部分の質疑を受けたいと思うが、質疑はあるか。

○笹田委員

第8条を削除して、その第8条というのは、立地奨励金2,000万円の上限で、それ以上もらうと、今の説明があった内容は受けられないという認識で良いか。

○産業振興課長

そのとおりである。

○笹田委員

これを条例改正することによって、いろいろな方が優遇が増えると思うが、今まで、我々の産業建設委員会もそうであったが、企業立地についてすごく浜田市は頑張っているんだというような話があったが、この足かせではないが、これがあることによって受けられなかったという企業はあるか。

○産業振興課長

現在まで、この第8条があることによって、制度が受けられなかった、奨励金の返還があったということは1件もない。ただ、今後、先ほど小川委員からもあったが、今後、立地を検討している企業が、先ほど4社と言ったが、この第8条を仮に改正しなかった場合は、半分の2社が奨励金を受け取れない可能性が出てくる。

そうすると、そもそもの立地をどうするのかという話になり、このタイミングで第8条の方も改正した。

○村木委員長

その他あるか。

(「なし」という声あり)

暫時休憩する。

[11 時 05 分 休憩]

[11 時 15 分 再開]

○村木委員長

休憩前に引き続き、会議を再開する。ここで、行財政改革推進課長から発言の申し出があるので、これを許可する。

○行財政改革推進課長

議案第8号「浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について」のところで、用途指定についての質問があったので、そちらについて答える。

今回は、普通財産を無償譲渡する場合に当たるので、まだ契約が締結されていないため、これから契約となるので、原則論として申し上げる。原則としては、無償譲渡した後、用途指定の期日として、契約の日から2年以内に、今回の場合であれば集会所を建築する形になる。2年以内に建築をされた後、その日から起算して10年間、用途指定期間ということでは定めているのが、無償譲渡の場合の原則となっている。

○村木委員長

補足説明があった。議案第8号に関して質疑はあるか。

○大谷委員

集会所を作った後に、その施設を、該当の町内以外の方が利用することは問題ないかという点と、有償で貸し出すということは問題ないのかという2点について伺いたい。

○行財政改革推進課長

非常に難しい判断かなと思っているが、基本的にこちらとして用途指定を確認するのが、あくまで集会所として使われているかどうかというところを判断材料としている。極端に集会所を用いて、どういう例えが適切か分からないが、お金を稼がれるというようなことがあれば、それはもう誰が見ても集会所として使われているとは見えないというような状況になれば、それは用途指定として不適切だと思うので、その場合は何らかの問題かとは思いますが、通常の集会所としての範囲内で、多少の金銭を取られるというのは致し方ないのかなと現時点で思っている。

○村木委員長

ほかの委員はよいか。

(「なし」の声あり)

○村木委員長

引き続き、行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長

議案第9号の「浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例」のところで、入札の資格のところは質問があったかと思う。今回の建物については通常の住宅というところであるので、これまでの住宅を売買したときの資格は、基本的には個人は18歳以上または法人という方に限定をしている。入札に参加できない場合としては、市税が滞納している方であったり、暴力団の方であったりというようなことを、入札に参加できない方としており、特に海外の方を入札に参加できないというような縛りは行っていない。

○村木委員長

では、議案第9号に関して質疑はあるか。

○大谷委員

海外の購入者に対する縛りはないとのことだが、他の地域においては、海外の方が買われて、それに伴って近隣の住民とトラブルというか、そういったこともあるように情報がある。こうしたことを想定して、事前にそれを予防するような手立てを取るべきと思うが、この点はいかがか。

○行財政改革推進課長

確かにそういった観点もあるかとは思ふ。だが一方で、やはりこういった内容については、そういったところでの縛りをどこまでかけるかというのが大変難しい問題だと思っている。今時点でお答えできるとすれば、例えばよく問題になっている水源地付近のところ、海外の方が大量に土地を買われたというような場合については、何らかその手当てというのを考える必要があるかと思っているが、現時点では担当課としては、そういった建物、普通の住宅については、やはり海外の方にもやはり住宅に住む権利があるので、そこまで排除するというのは非常に難しい問題かと思っている。

○大谷委員

善良な方であれば、そういった点は問題ないかもしれないが、やはり、地区においてトラブルのようなことは懸念がある状況は、報道などでも出ているので何らかの条件設定は必要ではないかと思う。問題が出てきてからでは、その当時の条例に従って問題なく処置されるが、その後のいろいろな負担をかけるのは地元の方なので、地元の方に負担がかからないような手立てはあらかじめ講じておくべきではないかと思うがどうか。

○行財政改革推進課長

確かにそういった意見もあると思う。よって、現時点で制限をかけているという意味では、先ほど言った暴力団であるとか、無差別大量殺人行為を行った団体の関係者というようなところ以外の方については、公平に入札に参加できる制度としている。議員の意見については、また今後、内部では検討したいと思う。

○大谷委員

ぜひ検討はされるべきと思う。実際、その金額、情報として海外に知られていないから、案外今のところは応募がないのかもしれないが、300万円ちょっとであれだけのものが自分の所有権が得られるとなったら、所有権を認めていない国の人からすれば、非常に安い買い物だとの認識に立つと思う。現に何億円というマンションであっても、都心では買われているわけであるから、そうした背景を考えたら、当然、予防的措置を講じるべきということは、改めて指摘しておきたい。

○川上委員

このことに関しては、国会で継続審査されているので、十分注視してほしい。

○行財政改革推進課長

国の動向なども注視しながら検討を進めていく。

○村木委員長

よろしいか。

(「はい」という声あり)

7 議案第31号 指定管理者の指定について（浜田市美又温泉美肌観光拠点施設）

○村木委員長

執行部から補足説明はあるか。

○金城支所産業建設課長

この指定管理の指定について、納付金の関係について補足説明をする。指定の議案の説明資料の方に納付金の説明を載せているが、この文書については、仮協定書の納付金の部分をそのまま掲載している。これを掲載した経過としては、指定管理候補者が計画書または当日の審査会のプレゼンの中で、指定管理の納付金の提案については定額または定率の提案はないが、運営をする中で多額の収支差額が計上された場合は、納付金について浜田市と協議をしたいと考えているという表明があり、これは提案書の中にも文書で記載をされているものである。

最終的に指定管理候補者が候補者になられた際に、担当課としてヒアリングをして、利益の扱いについて少しはっきりさせておきたいというところを協議し、収支計画の利益の額の150%以上となった場合、ということで、先方から説明があったので、まずは、計画の収支差額が5割以上増した場合に、自動的にこれは協議をする。または、指定管理者から申し出があった場合、上回らなくても申し出があった場合は納付金の協議ができると記載することで合意をしたところである。

○村木委員長

それでは、委員から質疑はあるか。

○笹田委員

この今回の指定管理者制度であるが、初めは応募がなかったとに聞いているが、今回応募があった。何を変えてどのような形でこれで応募が3社、4社現れたのか伺う。

○金城支所産業建設課長

当初の公募の条件としては、収支計画の一部を見直している。収支計画の一部を見直した点は唯一、温泉手形を今開発しているが、保守管理料が月13万7,000円ほどかかるがこれについては、第1回目のこの指定管理期間については市の方で負担をしようということで見直しを図っている。

よって、2年4か月間のデジタル温泉手形の保守管理料、これは市の方で開発しているものであるので、うまく動くかどうか、また改修が必要になるかどうかも見極めるために、市の方で負担をしようという形である。その経費について、前回の公募の際に、人がなかなか集まらないという課題を、今の保養センターの指定管理者からヒアリングした内容を承っていたので、人件費を少しその分、手厚くしたということである。また、上限は変わらないが、デジタル温泉手形の内容がこの間少し分かってきた部分については、補足説明を手厚くして説明を厚くしたということである。

○笹田委員

分かった。これ、最初、指定管理期間が5年ということであったが、今回、半分ぐらいになっている。本来は長い方が、市の考え方をすると雇用もしやすいし、管理がしやすいだろうということであったが、今回、5年より半分ぐらいになっている。それに対してメリットはどのように考えるか。

○金城支所産業建設課長

このメリットについては、募集要項の中にも運営のリスクの方を提示しているが、新しい施設であるがために前期の結果が出ていない。収支の上振れ、または支出が予定よりかかるというような予測が難しいというリスクがあったが、これが4年4か月から2年4か月に狭まる中で、収支の予測が難しい期間が短くなったことで、少し手が上げやすくなったのかなと思う。

○笹田委員

少し中身の事について伺っていきたいが、これ、市としてはこの2年4か月、来館者など、そういった見込みはどのようにお考えか。

○金城支所産業建設課長

3年目に7万800人程度を、この募集要項の中では示させていただき、この指定管理候補者の方でも7万人を超える集客目標を立てて、事業計画の方を提出されている。

○笹田委員

この施設内容については、にぎわい創出エリアも入っているが、このかっこ書きで範囲外と書いてある。そのあたりの理由を説明してほしい。

○金城支所産業建設課長

指定管理の範囲として、条例で定める浜田市美又温泉美肌観光拠点施設のエリアとしているところであるが、にぎわい創出エリアについては、今後、入居者というか、入って民間事業者を募集する予定であるので、そのエリアについては、この指定管理の範囲から除き、駐車場であるとか、公衆トイレ、温泉スタンド、これを含めた指定管理の範囲とした。

○笹田委員

なので、何で施設内容の中に、にぎわい創出エリアがまず書いてあるのかと疑問であった。最初から外しておけば問題ないかと思ったが、あえてここに載せているということは、何か意図があるんだろうなと思ったが、何かあるのか。

○金城支所産業建設課長

まず、募集要項の中に、この施設の目的、施設の許可、条例で定める料金の範囲、条例を見に行くように仕様書で示している。条例の中には、にぎわい創出エリアを使ってこの美肌観光を進めるということが載せている。そこで条例の目的に沿った運用をする反面、このにぎわい創出エリアの管理については外すという、少し分かりにくかったかもしれないが、入れたのが一つ。

もう一つは、にぎわい創出エリアに進出する企業と、この指定管理者は必ずその連携を取っていただきたいという思いもあり、この表記をしている。

○笹田委員

先ほど納付金についての話があったが、利益の150%以上か、もしくは指定管理者から申し出があった場合に納付金については協議するという話であったが、市としては、新しく、指定納付金はどれぐらいもらいたいというか、そういった思いとかはあるのか。

○金城支所産業建設課長

この施設の指定管理の募集に当たり、庁内審査会もあったが、担当課としては、今回の指定管理の公募に当たっての納付金は設定していなかった。事業者からの提案によるというところにした。新しい施設は美肌観光を進めるために、この施設で楽しんでもらう以外に、周遊をしていただくような目的を持った施設であるので、その取組を進めるほど、実は温泉手形の割引料金が適用されて収入が下がる。

利益と相反する部分もあるので、利益追求よりかは、この施設の目的に沿って効果を上げたいとの思いから、今回の指定管理については、収支、新しい施設であるということも踏まえ、納付金の方は市はいただかないという方針で公募している。

○笹田委員

市はもらわないという方針のもと、それでも指定管理者の方がもうけがあったら納付させてほしいと申し出るといふ考え方でよいか。

○金城支所産業建設課長

委員の言うとおりでである。

○川上委員

少し採点結果について聞きたいが、石見福社会の方が、施設の管理運営を安定して行うための方策の項目が若干高くなっているが、何か特段ここに何かあったのか。

○金城支所産業建設課長

こちらについては、それぞれがそれぞれの提案をされたわけであるが、やはりこの施設の目的というところの配点が高かったという質問だろうと思うが、実は石見福社会は既に美肌観光のプレーヤーでもあり、飲食店であるとか宿泊施設であるとか、土産物屋、そういったことでも美肌観光で参画しており、デジタル手形の運用に当たっての自主的な事業、こういったことをやりたいと言ったところの提案が、この市の美肌観光の推進というところ、この施設の設置目的に適しているかというところが説明が十分されたかと感じている。

○川上委員

その業者さんは福社会なので、結構人はたくさんいるが、バックヤードでこの方を使うというようなお考えがあったのか。

○金城支所産業建設課長

バックヤードで石見福社会を使うというのはどのような意味か。

○川上委員

たくさんいるその方々を、どこかで使うお考えを示されたのか。

○金城支所産業建設課長

こちらの社会福祉法人なので、この施設の清掃であるとか、そういったところで障害者の雇用を使いたいというところで、11名ほど雇用したいと言っている。

○村木委員長

その他あるか。

(「なし」という声あり)

8 議案第32号 財産の無償貸付の変更について（「道の駅」ゆうひパーク浜田）

○村木委員長

執行部から補足説明はあるか。

○商工労働課長

今回の財産無償貸付の変更について、関連のことも含め少し補足説明をする。ゆうひパーク浜田については、新たな運営事業者をプロポーザルで決定して、事業計画などについては、議会などにも報告などしたところである。次の新たな運営事業者に無償で貸し付けると、議案の提出云々というところを検討する際に、急遽、その運営事業計画の中で、モスバーガーであるとか、その隣のフードコートの方をテナントで入って運営していく計画があるとされていた。道の駅ゆうひパーク浜田株式会社の方から、計画から辞退するというような申し出などがあったということで、地元の雇用であるとか、地元企業の活用といったところを含めた計画になっていたところが、大きな変更になるということで、引き続きこのままで進めていくのは市としても難しいという判断をさせていただいた。そういった申し入れなどを受けた後、再度調整させていただくということにしており、先般の議運の中で、議案を二つ出す予定というようなことでも報告などがあったところであるが、そうした理由などから、再調整なども今図っているということで、このたびは、今の現運営会社への1年の無償貸付という議案の提出1本とした。

○村木委員長

補足説明があったが、あくまでも今回は無償貸付の変更に関する質疑をお願いする。委員から質疑はあるか。

○川上委員

無償貸付の前提で、時期が未決定だったが、その原因分析はやっているのか。先ほど聞いた話以外に、もう一度、未決定だということであるが、時期が次の事業者の決定時期が。だけど、先ほど聞いた話以外に何か原因があるかということは分析されているか。

○商工労働課長

それ以外で大きな何かということは伺っていないが、道の駅ゆうひパーク浜田株式会社のところが抜けられたという大きな変更と、もちろん、これまでの議会からいただいている意見なども踏まえて、改めて再調整するというところで、話などは進めている。

○川上委員

再調整ということになってくると、今後ということになってくると思うが、今後のスケジュールについては何かお考えはあるか。

○商工労働課長

ゆうひパーク浜田株式会社が抜けられるということ为先週伺い、急遽ということもあったので、まだスケジュールのところについて詳細は伺っていない。調整などをお願いしますということで、先般、優先交渉権者さんのところにも話に行かせていただいたが、議案質疑のときにも言ったが、少なくとも6月議会までにはその辺を進めていくということと、今のところは、来年の3月までの現運営事業者への貸付の範囲で、その辺のスケジュールが進められないかということは考えている。

○川上委員

執行部としては6月がめどだという思いを持っているということによいか。

○商工労働課長

できれば早くしたいという思いもあるが、まだそのスケジュール感とかは、相手方の優先交渉権者などこれからしっかり詰めさせていただくのに、どれぐらいかかるかということがまだ見えていないところがあるので、遅くとも6月までにはという考えである。

○笹田委員

これ、議案質疑でもあったが、1年延長されるということであるが、もちろん今の運営している会社が1年延長でも良いよという確実な答えをもらっての議案という認識によいか。

○商工労働課長

現運営事業者さんからもそういった一筆をいただいております、今、それがまた引き続きの協議にしたということで、優先交渉権者の方にも伺って確認をした。

○今田委員

スケジュールの話が出たが、このスケジュール、地元業者さんが辞退するというので、それでまた新たにそこの計画の練り直しになると思うが、この今の段階でいくと、1年で間に合うのか。

○商工労働課長

ぎりぎり同意はいけるのではないかとすることは優先交渉権者さんとも話をしている。あくまでぎりぎりで、フルオープンが4月1日にできるかどうかというところは微妙だというような話は聞いているが、そういったことも含めて、1年というところでは了解は今もらっている。

○今田委員

私の思うところであるが、引継ぎ期間とかを踏まえると、1年の延長ではなく2年にしておいた方が、総合的に考えたところで良いのかとの判断になる。それを踏まえて、1年ぎりぎりで、それで4月にフルオープンが間に合わなければ、少しの期間空けてでも、フルオープンの時期は4月ではなく6月、その間少しお休み期間とかいう

のを設けながらという方向性で良いか。

○商工労働課長

議案質疑のときにもお答えしたが、1年の中で、何か月間かは引継ぎなども含めて、今の現運営事業者さんがフル営業できない可能性もあるということ、今の運営事業者さんとも話している中で、1年ということを決めている。あくまで、まだ先ほども言ったように、スケジュールがどれぐらいまたずれるかということは、再度調整させていただくことにしているが、今の見込みの中では、そういったことも含めての1年ということ考えている。

○大谷委員

少し聞き逃したかもしれないが、市内事業者が辞退して、その対応もあって期間が延びると説明であったように受け止めたが、それでよかったか。

○商工労働課長

期間が延びるとするのは、もともと今度の4月1日からオープンできればということで進めていたが、なかなかそういった計画とか、これまで議会などでも説明して、すぐに4月1日からという話ができなかったのも、今度の優先交渉権者さんが進められるのは、もう来年の4月1日からで、その間は今の運営事業者さんに引き続き運営することも含めて、今まで説明した。それがまた、来年4月1日以降に運営に向けて、新たな運営事業者さんにお貸しできるその議案とか、無償貸付の提案などがまだできなくなったということなので、今の運営事業者さんに延長というところは、これまで説明してきたところから変わらず、1年延長という形で無償貸付できないかということで、議案提出した。

○大谷委員

先ほど市内事業者さんが辞退したというところは、それはそうなのか。

○商工労働課長

新たな運営事業者さんが進めたいと出されている運営事業計画から、市内事業者さん、今の現道の駅ゆうひパーク浜田の運営事業者である道の駅ゆうひパーク浜田株式会社が、計画の中にあっただのから、その計画に乗って、うちもテナントなど入っていくということはやめますということを言われたということで、大きな計画の変更になった。

○大谷委員

ということは、いろいろ審議に手間取っているというのが要因と受け止めるが、そういう理解でよいか。

○商工労働課長

そういったことが原因というよりは、こちらの確認不足ということもあるが、もともと運営事業者さんと優先交渉権者さんでそういった話もして進めるという話で伺っていたし、そういったことの確認なども行ってきたところであるが、改めてそういったことで進めるに当たって、今の道の駅ゆうひパーク浜田株式会社の中で役員会などを開いた際に、その辺はやめようという決断をされたということで報告などがあっ

た。議論が長引いているからとか、そういったようなことだというような話は伺っていない。

○大谷委員

長い説明であったが、結局は手間取っているからという理解になるが、それで良いか。

○商工労働課長

回りくどく言ったが、そういうところもあったと我々としても、そういった引き延ばしにしてしまったということがそうなってしまった原因であるのも一つだとは思っている。

○村木委員長

その他あるか。

(「なし」という声あり)

それでは質疑を終わる。

以上で付託議案の質疑を終了する。採決は後ほど行う。

10 執行部報告事項

○村木委員長

資料は事前にタブレットにアップロードされ、委員は読み込んでいるので、執行部から提出に至った背景やポイントなどを簡潔に説明していただき、その後、委員からの質疑を行う。(1)は終わったので(2)から進める。

(2) 株式会社ジチタイアドとの空き家等解消に向けた官民連携協定の締結について

○村木委員長

執行部から説明をお願いします。

○空き家対策室長

株式会社ジチタイアドとの空き家等解消に向けた官民連携協定の締結について説明する。

まず、今回協定を交わしているということであるが、この経緯から説明する。現在、増え続けている空き家の諸問題に対して、浜田市においても体制の強化が必須となっている。国においては、各自治体が抱えているマンパワー不足とか知識不足、こういった現状に対して、官民連携体制の構築を積極的に図っていくことが推奨されている。こうしたことから、今回、浜田市は空き家対策支援の総合プラットフォームアキソルサービスを運営する株式会社ジチタイアドと、空き家問題の解決を図ることを目的として、空き家解消に向けた官民連携に係る協定をこのたび締結したところである。

まず、資料1である。ジチタイアドが運営するこのサービス、アキソルというサービスは何かということの説明する。アキソルは、空き家ソリューションの略である。空き家を解決するという意味合いが込められている。まず、このサービスであるが、

自治体と連携して、空き家に関する総合的な相談窓口、この体制を整えて、市所有者が抱える様々な懸案問題に対して、相談対応、解決などを提案し、問題解決までの伴走支援をワンストップで行うサービスとなっている。具体的なサービス内容であるが、まず、空き家アドバイザーによる空き家に関する無料電話相談である。これは、空き家に関連する多岐にわたる悩みに対して、専門のアドバイザーが提供する解決策を無料でワンストップで受けられるサービスとなっている。

次に、企業とのマッチングである。先ほどの無料相談にて得た物件情報から、解体や不動産売却、相続、剪定、遺品整理など、最適な解決方法に基づいて専門企業を紹介し、空き家所有者とのマッチングを実施するサービスとなっている。先ほどの無料相談で得た物件情報から、解体や不動産売却、相続など、最適な解決方法に基づく専門企業を紹介し、空き家所有者とのマッチングを実施するサービスとなっている。

次に、0円物件マッチングである。今回のこのアキソルのある意味、目玉のサービスとなっている。売却が難しい古い空き家とか土地を、0円、いわゆる無償で譲渡したい所有者と、かたや安く家を手に入れたい購入希望者をマッチングさせるサービスとなっている。言い方を変えれば、贈与マッチングというサービスとなっている。例えば、固定資産税を払い続けたくないとか、解体費が出せないといった悩みを、物件を手放すことによって解決を図るというサービスとなっている。

次に2番であるが、協定の概要である。(1)協定の期間であるが、令和8年1月20日から令和8年3月31日ということで、いったんは今年度末までの協定期間としているが、以後は1年ごとに更新する予定としている。次に(2)連携事項である。まずは、市の対応事項としては、アキソルのサービスについて、市の窓口やホームページなどで周知することが条件となっている。

次に、ジチタイアドの対応条件としては、これは当たり前であるが、アキソルサービスの運営管理、広報、関連事業などの募集、登録の推進を行い、相談を受けた空き家所有者へのフォローアップをしっかりと実施していくということが条件となっている。

次に大きい3番、期待される効果である。(1)行政では困難であった、先ほど言った各事業者とのマッチングサービス、これを行うことによって、解体や売却などの問題解決の選択肢に対して、より実効性の高い対応が望めることから、スムーズな空き家対策による解決が期待できるものとしている。次に(2)、0円マッチングにより、売却困難な空き家においても効率的な解決策が望めるものと判断している。最後(3)、空き家増加に対する行政側の負担軽減とか、解決手段の提案や実務を行うための専門知識、ここら辺のリソース不足を補い、対策強化の促進が望めるものであると考えている。

最後4番であるが、裏面になるが、協定の相手方である株式会社ジチタイアドの概要を載せているので、ご一読おねがいする。

○村木委員長

委員から質疑はあるか。

○川上委員

確かに良いシステムとは思いますが、窓口では多分中立的な相談をされると思うが、流れを見ると、マッチングをして業者へつないで、そこで会社の方は利益を生むんだという形になると思う。なってくると、相談、中立的な立場で相談されているようだが、実は裏では提携をして利益を出そうとしていると見えなくもないが、その点についての懸念は大丈夫か。

○空き家対策室長

基本的には、このサービス、この協定に基づいて市の支出はない。逆に、アキソルの利益がどこから得るのかというところが、やはり運営していく上で必要になるので、そうしたときに、議員が言うように、マッチングしたときの業者からの手数料をもらっているという状況にはなっている。基本的な業者の選定も、市内の業者からアキソルの方で選定を市の方が紹介するわけにはいかないので市内の方から優先的に取っていくという形で対応するという事は聞いているがそのあたりで競争性がどうこうという話になると少しどうかというところはあるが、基本的にはそういう手数料を得てそれを運営に充てているという状況である。

○川上委員

中間マージンを取って運営するという事でよいか。

○空き家対策室長

手数料なので、金の流れはある。

○川上委員

このシステムを使わず行政が行えば、そういうことは起きないが、なぜ行政がせずに、こういう業者に協定をするという理屈が立つのか。

○空き家対策室長

行政の立場とすれば、やはり民々の間の話ということでなかなか行政がそれに介入するということが少し困難である。例えば、業者を紹介したときにトラブルがあったときに、要は市から紹介を受けたのというふうなトラブルのことも、少し踏まえておかないといけないが、基本的には売買とか解体とか、そういったやりとりは民々の話ということになるので、フォローアップという意味では市がそこもやれば一番良いのだろうが、やはり民々の間の話の中で、やはり財産を伴うものであるから、やはりそのあたりの行政としてできる範囲というのはここまでなのか、あとはそこでそれを利用して、スムーズに解体とか、そういう空き家解消に結び付くのであれば、このサービスは問題ないのではないかと判断をしている。

○川上委員

いずれにしても、浜田市が協定して、浜田市がこのアキソルを紹介するのだから、紹介したという責任が発生する。そうなってくると、先ほど言ったように、苦情発生時の責任の所在は誰にあるのか。それから、各協定価格の競争が働かないから、費用の削減にならない可能性もある。それから、相手業者を探すときにも、特段、選定基準が決まったわけでもなかろうし、その辺がうまく不明確な部分がたくさんあると思

うが、それについては、業者側としては、行政側としては、改善していくかという気持ちはあるか。

○空き家対策室長

このアキソルについては、実績として全国の自治体で100以上提携を結ばれているところなので、実績は十分あると認識している。市も、確かに議員が言うように、トラブルったときの責任の所在というところはある、いろいろそのあたりの聞き取りもさせてもらっているが、今のところ、いろいろ、県内で言えば、安来市とか津和野町の方がもう既に協定を結ばれていて、いろいろ聞き取りしている。その中で、基本的には今、トラブルは全くない、逆に助かっているという話はもらっているので、議員が言う心配は、市も少し、どうなのかというところは途中で出ており、少しそこはもう一遍しっかり確認をしてもらおうかと思っている。

○川上委員

住民は行政に相談するつもりで、内部のこととかいろんなことをアキソルの方に言うが、それは全て個人情報である。その個人情報が民間に流れて、このデータを二次的、三次的に使うようなことが起きる可能性がなきにしもあらず。要するに、情報管理のガバナンスがどこで働くのかということが、どうも見えないような気がする。確かに全国あちこちでやっていて、問題がないように見えているかもしれないが、本当は問題は存在しているのではないかというふうに思わざるを得ない。行政側としてやるべきことを、住民サービスをなかなかしづらいので、それを業者にお任せして、行政の責任を逃れると言っただけとはいけないが、そういう形になりつつあるのではないかと思う。その点についてはもう一度お願いする。

○空き家対策室長

空き家の解決ということを行政がなすべきことというのは市も踏まえているが、あくまでもそこから先の話はやはり個人の財産の話になるので、なかなか繰り返し言うが、手が出せないところで、今のアキソルについては、それなりに個人情報とか、そのあたりもしっかり対応されているので、基本的にはいろいろ、この同じようなサービスを4社、5社、少し話をさせてもらったが、そういった信頼性という点においても、アキソルが信頼性が高いものだとし市が判断したので、ここまで至っている。先ほど言われたトラブルに対しての対処、責任の範疇というのはもう一遍少し整理をさせてもらおうが、繰り返すが、あくまでも個人、あとは個人の財産の処分とかそういう対応なので、行政としてはそこにはなかなか踏み込めないかなというふうなところで考えている。

○川上委員

しつこいが、特定企業への誘導があるのではないか。それから、価格が高かったというような話もあるのではないか。個人情報が出たのではないかという話もなきにしもあらず。これまでネットなど見たら、そういうことも懸念されていなくて、裏には存在しているという形が出てくる。よって、その点をしっかりしていただいて、協定を結んでいただければと。責任の所在は絶対に明確にすべきである。

○空き家対策室長

議員のおっしゃることは理解しているので、一回少し整理しようと思っている。

○小川委員

この業務内容というか、アキソルがやる中身というのは、かなり行政からすると助かる部分の業務だと思うが、これを協定でやることの意味合いというか、一つの選択肢とすれば、業務委託というような方法もあるのかなというふうに思うが、それをせずに、こういう協定を結ぶことによって、その業務をしてもらう関係を作るという、その手法というのは一般的なのかどうか、そのあたり詳しく分からないが、その辺の背景について伺えればと思う。

○産業経済部長

まず、先方と話をする上で、これを進めるためには、まず相手方の条件で、協定を結んでほしいと。まず、先ほど言ったが、市の支出が全くない。市の持ち出しはないので、そういったことで、形的には協定を結んでタッグを組んで空き家対策しましょうということ、事前の話があった。

○小川委員

川上委員が言われたように、収益がどこかで出ている。先ほどの説明でいくら分かる部分もあるが、本来であれば、そういった業者にそういう業務を業務委託するという方法もあっても良いんだと思うが、こういう協定というのが今 100 以上の自治体が結んでいるというのは、それは合理性があって、そういうふうに運用されているということなのか。

○空き家対策室長

基本的には実績に応じて、浜田市だけが業務委託という形を取るのも、基本的には相手方との約束事という意味で言えば、協定で十分だろうという判断で、今回、協定を結ばせていただいた。100 以上の自治体の方は全て協定を結ばれている。

○小川委員

そういうやり方が、浜田市だけが業務委託とかいうのではなく、もう全体がそうになっているということは、例えば国からのそういった指導というか、そういう指針があって、こういう進め方がありますというところに乗った自治体が 100 以上あるということなのか。

○空き家対策室長

国では、空き家活用支援法人というのが別に設けられており、そういう団体と協定を結んで空き家対策をしましょうということになっている。このアキソルについてはそこにまだ入っていないが、基本的には協定で全てやられているので、国のやり方としてもそういうことで、業務委託というのは、私の中では頭の中では出てこなかったというところがある。

○大谷委員

株式会社ジチタイアドを選定されたということの中で、先ほどから他の自治体においても 100 以上の実績があるとのことであったが、この会社の信用性を評価するの

に、もう少しこの会社の状況について説明をおねがいする。

○空き家対策室長

先ほど言ったように、アキソルに決定するまでは3社、4社と話をした。そういった点では、先ほど繰り返し言うが、数多くの自治体と連携されているということと、知識や経験、そこが豊富で信頼性というところも含めて高い。それと、市が今、課題としていた所有者に対してのフォロー、ここが、例えばほかの業者さんも解体しませんが、解体しかマッチングしませんとかいうようなことで、少し限定的であったが、このアキソルについては、幅広いサービスで、解体も売買も、草木の剪定も、いろいろそういった業者を紹介させてもらえますということがあったし、大きいところの一つとすれば、やはり市の必要経費がゼロというところも一つ大きいポイントであった。

○大谷委員

そして、マッチングに際して、事が成立したというときに、地元業者の関わる点としては、どのような点を想定しているのか。この株式会社ジチタイアドの関係の業者が関わるのか、地元はどうなっているのか、そのあたりを伺いたい。

○空き家対策室長

マッチングをどう引っ張ってくるかというところであるが、市区ごとにやりとりされている。既に業者はあると思うが、基本的には国土交通省のホームページの中で、建設業者、宅建業者等へ企業情報検索システムというのがあり、そこで浜田市の中で登録されている業者から引っ張ってくるということなので、言い方が悪いが、不適切な業者を引っ張ってくるということでは基本的にはない。業者が多ければ多いほど、アキソルの運営としては、基本的には進めやすい形になるので、今後やりとりさせていただくが、例えば、この検索システムの中では、まだ市内の業者がどこまであるかというのもあるが、必要であれば、少し市限定で、業者の紹介はできないが、例えば入札の指名登録業者とか、そういったところも必要であれば出させていただければというふうに思っているの、その中で、さらに地区割りというところを、少しそれは市のお願いというところになるかと思うが、やはり公平性というところ言えば、そこから引っ張ってくるということになるかと思っている。

○大谷委員

地元の不動産業者とか、その工事に関わる業者の方に対しても、当然メリットがあるという理解でよいか。

○空き家対策室長

そういう理解でよいかと思う。

○笹田委員

根本的なところであるが、年間この協定を結ぶことによって、どれぐらい空き家を解消されるつもりなのか目標数値があれば示してほしい。

○空き家対策室長

目標というのはなかなか相手方がいるところなので、1件でも少なくなればという

気持ちがあり特にこの何年で何件というところまでは少しそこまでは目標を掲げていない。

○笹田委員

課長はすごく分かっていると思うが浜田市もどんどん空き家が増えてきて、本当、特に市内の中心部が非常に多い。そういった意味ではすごい危機感を持たれている。やはりこういった協定を結ぶことによって、やはり解消していくのが目的だと思うので、そこでしっかり連携を取って、1件でもと言ったが、しっかり目標を立ててやるべきだと思うが、そのあたりについて伺う。

○産業経済部長

議員からそういう意見をいただいたので、ある程度の目標値、そこを掲げていければ、それに向かってしっかり対応していく。

○川上委員

最後になるが、協定を結ばれるなら、個人情報取扱いと責任範囲の明確化、住民トラブル発生時の責任分担、事業者の中立性、公平性の担保、それから定期報告義務、それと自治体より浜田市へのデータ共有、協定の期間、更新、解除などの条件を入れてほしい。それから、浜田市の役割もどこかに書くべきであると思う。それから、費用負担の関係の明確化、これだけは絶対に入れないとまずいと思うのでよろしく願います。

○空き家対策室長

取り入れられるところは全て検討する。

○村木委員長

その他あるか。

(「なし」という声あり)

暫時休憩する。

[12 時 15 分 休憩]

[13 時 14 分 再開]

委員会を再開する。

(3) 地域交流プラザ活用計画（案）について

○村木委員長

執行部から説明をお願いします。

○旭支所産業建設課長

私からは地域交流プラザ活用計画（案）について、全体の方向性を報告する。まず、背景として、当施設は平成 21 年 4 月に、地域産品等の販売、交流拠点として開設された。平成 27 年度には 15 万人を超える来客もあったが、社会情勢等の変化により、令和 6 年 3 月に指定管理者が撤退し、休業となっている。以後は市で直接管理を

している。

次に、旭地域における施設の位置付けである。こちらは、地域製品の販売、それから、交流人口の拡大を図っている。休業以降、現在、交流関係の活性化等に貢献する施設として、地域の方から再開を望む声、それから関連して、地域資源である旭温泉等の施設、その他の周辺の利用も含め、今後の地域における重要な拠点という位置付けで活用の方向性を述べていきたい。

続いて、3の活用計画というところで、表示されているが、こちらについては、やはりこの地域交流プラザについては、エリア一体で活用を行う中で、新たなにぎわいを創出して、その展開を行っていききたいと考えている。

①の旧店舗部分で自主事業を行っていた地域新鮮市場、交流ふれあい市場については、やはり民間事業者の自由な発想により展開をすることで、ニーズへの期待が応えられるという期待もあるので、そちらを公募等検討して活用を進めていきたい。

それから、②、③というところであるが、②の多目的ステージについても、世代間、地域間の交流の場として活用し、①の商業エリアと相乗する形でさらに利用者の増加が期待できるような活用していききたい。日常使いもできるようなことも検討していききたい。管理としては、トイレ、それからバス利用者等もあるので、その辺については公共性も高いというところもあるので、業務委託等も含め、市による直接管理をしていききたいと考えている。③についてもバス停、それから周辺の公共交通の機関であり、②と同様、市による直接管理を行っていききたい。イベント等にはキッチンカー等の設置もできるので、そういった活用もしていききたい。それから、④期待される効果ということで、①にぎわい創出というところである。地域の方からも、この施設として、日常の利用者の増加、それから地域経済の活性化が期待されている。併せて、旭の特産である梨等の販売や、アユ等もあるかと思うが、そういったものも販売できるような、やはり交流拠点というところで、施設の重要な位置付けを考えている。②地域交流の促進ということで、地域住民の方や観光客の方の交流等も含め、地域内外からつながりを強化できるように集う場として取り組んでいききたい。⑤、⑥ということになるが、今後の取組ということで、こちらを掲載させてもらっている。条例の改正、それから民間事業者の募集、ステージ活用の検討ということで、条例改正については、民間への貸付条件によっては改正も必要になってくるのかなという状況である。⑥については、図面ということで、今の①から③までを図にしたイメージ図という形で掲載させてもらっている状況である。

こういったところで、地域一体となってこの施設を何とか盛り上げていききたいという方向性の中で、今回、ご報告ということになろうかと思う。

○村木委員長

それでは委員から質疑はあるか。

○小川委員

この計画の具体的な進め方について、例えば支所の方で何か組織を新たに立ち上げたりする考えがあるのか、あるいは今の通常業務の中で、この点について検討を進

めるのか、そのあたりについての考え方を聞きたい。

○旭支所産業建設課長

今後の組織での取組ということになるかと思うが、現在のところ、所管である産業建設課で取り組んでいる。場合によっては、市内などの場面場面で連携した会議等は持っていきたいと思うが、基本的には、産業建設課の方で主となって進めていきたいと考えている。

○小川委員

そうすると、民間との連携などについて、あるいは出店の計画なども、担当課で中心になって仲介をしながら進めていかれるということか。

○旭支所産業建設課長

進め方としても、旭の中でもそうであるが、本庁の担当課とも一緒になってどう進めていけば良いのかというところで、相談をしながら進めていきたいと考えている。

○小川委員

それで、今の段階ではまだ具体的に、例えばこういう業者の方がそこでやっても良いよとかいうような話など、キッチンカーなどについての具体的な案というのは、これからの中で具体的に進めていくということによいか。

○旭支所産業建設課長

具体的なところは、提示はできないところであるが、そういった基本的な考えの中をお示ししたところである。

○川上委員

今後プロポーザルになると思うが、そのときにたくさん条件を付けられると思うが、その案というのは、少しは考えているのか。

○旭支所産業建設課長

プロポーザルの内容などについてであるが、基本的にはこの①の活用をどうするかということになるかと思う。要綱の中でも書かせてもらっているが、この①については物販、それから飲食等が中心となって考えているので、そここのところの条件はつけていきたいというふうに考えている。

○川上委員

以前の事業者の撤退ということを考えれば、新たなプロポーザル時にはしっかりしたものを行わなければならないと思うので、行政だけでなく、民間からのノウハウも取り入れながら、プロポーザルをやっていただきたいと思う。

○旭支所産業建設課長

プロポーザルを行うというところについては、本庁なども一緒になって行うわけであるが、そういった他市の事例とかも含めて、研究をしながら進めていければなというふうに思っている。

○笹田委員

これはあくまでも方向性ということであるが、計画案については、今ある条例の

中で考えたものなのか。

○旭支所産業建設課長

条例にも、目的として、地元産品の活用、それから交流人口の拡大ということがある。よって、この基本的なところは軸に置きながら活用していきたいなど思っている。その活用の仕方として、商業エリアのところは肝になろうかと思うが、それをどのように持っていくかというところが、市の使命かなというふうに思っている。

○笹田委員

そうすると、5番の今後の取組内容で条例改正というのが出てくるが、そのあたりの整合性を感じない。

○旭支所産業建設課長

この条例改正との整合ということになるが、この中には施設の名称なども記載している。その①の地域新鮮市場、それから交流ふれあい市場など明記させてもらっているが、場合によっては、これまで指定管理制度の中で指定管理者を指名し運営してもらったが、今回はまだ案というところではあるが、普通財産に例えば変えて運用してみるなど、自由な発想ができるような、企業にとってメリットが出るような形の中で運用ができないかということを探している。そのことを模索をしているので、そこを何とか検討できればなと考えている。

○笹田委員

聞いていると、まだ何も決まっていないというような形だと思うが、前回指定管理者が撤退されたときに、やはり地域でも困ったと思う。なので、今やらなければいけないことというのは、やはり地域の声をしっかり聞いて、ここも地域交流プラザと書いてあるので、地域のことや周りの運営していただけたらいい。そんな民間業者など、いろんな声をかけた上でやはり方向性を決めないと、勝手に方向性を決めて、それに見合わなかったらずっとこのまま方向性だけをうたうだけになってしまうと思う。

だから、具体的なことが出てきてから方向性を決めるというのは分かるが、方向性だけ決めてどこか探しましょうではなかなか思いどおりにいかないのではないかと、この危惧があるが、その点について伺う。

○旭支所産業建設課長

いろいろな意見を聞いてからということかと思うが、市としても、地域の意見ということは一応伺っているつもりである。地域協議会、旭の方もいるところであるが、今年度のことであるが、一度集まっていたら話をさせてもらった。やはり活用としては、これまでのやはり交流拠点にしてほしい、それから、やはり特産物などを販売できるようなところを望んでいるというところで、アンケートも取る中で、数値がやはり4分の3以上の意見があった。当然、特産品を出展されていた方々も、販売する販路がやはりそこないという状況も当然あるので、そういったところも復活させる中で、やはり旭の特産を販売できればということは何とでもいっているので、何とか貢献できるような形に持っていければなというふうに考えている。

○笹田委員

私としても、絶対に必要な施設だと思う。地域の方にとっては、そこが撤退されて困っている方が結構いると思う。そうすると、なるべく早く良い形にしてあげた方が良いのではないか。住民のことを考えたら思うが、これは少しスピード感がなかなか見えない。旭支所としては、何年後というか、スケジュール感も含めて考えがあれば示してほしい。

○旭支所産業建設課長

スケジュール感というところである。一番の肝というところがプレーヤーになるかと思う。そここのところに一番時間を費やしているというのは事実である。そこが決まれば、そういった展開も生み出していけるのかなというふうには思っているところであるが、そここのところは少し水面下のところでいろんな方と相談をさせてもらいながら、意外に進むように進めていきたいなというふうには考えている。スケジュールについては、公募などが出れば示していきたいと思うが、今こうですというところは、気持ちとしてはすぐにでもやりたいというものはあるが、例えば6月とか10月にどうしますとかいうところまでは、今の段階では大変申し訳ないが、言えないという状況である。

○笹田委員

今のこの話だと、そんなにすぐに進むと思っていない。我々も具体的なことはないので、せめてやはり3年後には再開したいなど、ある程度目標を持って進まないで、ずっとこの方向性だけが浮いたまま進むと思う。

6月に示せとか、9月に示せと言っているわけではなく、その施設をいつ再開したいか、地域のためにそこを再開したいかというところを示していただきたいということである。

○旭支所産業建設課長

今のスケジュール感というところは、やはり地域の方とも当然期待は背負っているつもりである。そういったところをしっかりと示せるように、皆と相談させてもらいながら進めさせてもらおうかと思う。

○副市長

もう閉店して2年経つ。この間何していたのかという話で、私もかなり一緒にいろいろ言っている。市長も同じ気持ちである。今回これを提案させていただいているのは、ある程度、商業エリアにしっかりと営業をかけて、入っていただく企業をいろいろリサーチして絞り込みを始めてもらっているので方向性が出ればなるべく早く、先ほどあったように、普通財産にして自由に使うか指定管理の方式もある場合は指定管理にするかという議論をしっかりとやっている。よって、2年も3年もこれから先までかけてということであれば、もうやめてしまうかという話になると思う。当然、ほかにも商業施設が旭町内にもあるので、そちらを利用いただいていると思う。こちらからこちらに商業施設ができれば、そちらとの調整も必要になると思うが、もともとあったところなので、村のコンビニという名前でスタートしているの

で、何とか地域の方に理解いただけるようなもの、支所の方でも、本庁の農林振興課と一緒にやっているので、できるだけ早くスケジュールが出せるようにこの絵を描くときも私も一緒にやっているので、何とか商業施設が決まれば周りの多目的ホールなども今ほとんど閉まっているがもっと開放して使うとか、広場、芝生のところを使うとか、一体的なことが描けると思うので、そのあたりはとにかくスピード感を持って、なるべく早くやりたいという思いである。

○今田委員

この地域の交流と、あと物販、特産品の販売というのが主に書いてあるが、私が思っているのは、地域交流プラザは高速道路の旭インター、広島から来られた方たちの玄関口だと私は思っているので、ここでの浜田市全体の情報発信というのは、ここにはどういう方向性で入ってくるのかということを知りたい。

○旭支所産業建設課長

情報発信については、議員が言われたように、広島から浜田市に入る玄関口かなと考えている。入る企業などにも協力を得ながら、当然、浜田市のPRをしていくべきだと思っているし、やはり島根に来られる、特に西部は広島県側の方から来られるお客さんも多いので、そういったところをターゲットにして、情報発信できるように努めていきたい。

○川上委員

この施設は補助金で作っている。適化法の期限はいつ頃か。

○旭支所産業建設課長

この①の地域新鮮市場というか、旧店舗部分については、過疎債で行っている。隣の多目的ステージ、こちらについては、補助金を2分の1もらう中で建設をしているという状況である。

○川上委員

私が聞いているのは、適化法が適用除外になるのはいつ頃かと聞いている。

○旭支所産業建設課長

10年というふうに認識をしており、10年を経過しているかと考えている。

○川上委員

ということは、普通財産化も可能だということか。

○旭支所産業建設課長

そのように思っている。

○川上委員

なぜこういうことを言ったかということ、道の駅ゆうひパーク浜田も、普通財産化して2億4,300万円か、これを無償貸付しようということもやっている。ということは、ここでも可能ではないかというふうに考えたが、こういう考えはなかったか。

○旭支所産業建設課長

多目的ステージ、それから駐車場については、やはり公共性が高いという観点から、そのまま行政財産の管理委託をするような形で考えていた。

○川上委員

行政財産とすべきものを普通財産化しているから、ゆうひパーク浜田は何でもできるのではないかということを知っている。そういう考えはなかったのか。やれば、多分これは非常に使い勝手の良いものになると思うが。

○旭支所産業建設課長

ゆうひパーク浜田と同じようにというところで考えがあったかということになるが、市の方では考えていなかったのも、そのところは少し参考にさせていただきながら、今後の検討かなと思う。

○川上委員

副市長、いかがか。

○副市長

道の駅ゆうひパーク浜田については、普通財産化して長期貸付ができるという道の駅の特別なルールがあるので、普通財産というのは基本的に市はもう金を維持管理にかけないというのがルールになる。

もしここを普通財産にした場合は、改修等が必要な場合は本人にやってもらうというのが基本になるので、それが短期でできるかどうかというのがあると思うが、例えば、多目的ホールステージまでを普通財産で使ってくださいと言っても、多分収益が上がらないので、今の①のところであれば普通財産にしてやれば、収益が上がるので自分でランニングコストを出すことができると思う。先ほど課長が言っていたように、①のところは、もし事業者が望まれば普通財産にして貸し付けるというやり方、使用料を取るかどうかというのはまた別途協議であるが、そういうやり方はあると思うが、長期貸付というのはここでは無理だと思うので、普通財産化して一般貸付は可能だと思っている。

○川上委員

少し目が見えてきた。ぜひとも検討いただきたい。よろしく願います。

○西田一平副委員長

これ、議論の中で、伝承館にしようみたいな話とかは一切出ていないか。

○旭支所産業建設課長

産業建設課の中ではそういった議論はない。

○西田一平副委員長

先ほど今田委員からもあったように、広島からの玄関口ということを見ると、そこから三隅があって、市内中心部があってというところで、すごく動線としては良いのかなと思った。

○川上委員

浜田にはインターチェンジの近くにガソリンスタンドはすぐにはない。運良く旭は、問題のところに土地がたくさんある。ガソリンスタンドを何とか考えないか。ガソリンスタンドがあれば、その収益も使える。ぜひとも考えてほしい。いくらかでも市が考えれば、事業者が手を挙げるかもしれない。そういう考えを持っていただきたい

い。

○旭支所産業建設課長

提案ありがとうございます。実は、当初、そういった議論もあったというふうに市は伺っている。行政目的でそれができるかという中で、なかなか実現しなかったのかなというところはあるが、ご時世も変わっているので、そういったところも含めながら、検討させてもらえたらと思う。

○川上委員

行政目的と言われたので、反論する。ガソリンスタンドを作ってガソリンを入れるというのは、地域にとって非常に便利になる。これこそ行政がやるべきことではないか。

○村木委員長

その他あるか。

(「なし」という声あり)

(4) その他

(配布物)

- ・ 漁業別水揚げについて
- ・ 浜田漁港水揚げ資料 2025 年報について

○村木委員長

配布物が 2 件ある。漁業別水揚げについて及び浜田漁港水揚げ資料 2025 年報についてである。確認してほしい。配布物に関して質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

執行部からその他の報告事項はあるか。

(「なし」という声あり)

続いて、委員から執行部に確認したいことはあるか。

○川上委員

これまでの話の中で、財産の無償貸付の変更部分で、ゆうひパーク浜田についてどうも 6 月頃には出したいと新たな事業者に対してという話があったが、これまで 1 年以上、1 年 3 か月、3 回も延長しながらまだ決まっていなかったものが、3 か月、4 か月でまとめようと思えないが、そういうもくろみで 6 月頃という話をされたのか。

○商工労働課長

6 月、今の計画を練り直した中で、6 月までにはそういった内容なども議会などに示しながら、できるだろうという見込みで今させていただいている。

○川上委員

案がほとんどまとまらなかったのは、特段議会が止めたとかそういうことではない。最終的にこの 2 月に計画がなかったから、計画の中に隠れていた不具合が出たから延びたと思う。計画の中にも不具合があったのであろう。業者が出した計画の中には不具合があったから辞退したのだろう。ということは、不具合を直したら出すとい

う気持ちなのか。

○商工労働課長

先ほども説明したように、計画の中で参入すると言われていた地元の事業者が、計画から撤退されるというところから、今延びていると、現時点では延びているということであるので、そうしたところであるとか、残りの部分とかを固められるものをしっかり固めた上で、示したいというのが、今こちらで持っている考えである。

○川上委員

まとめて出すという話であるが、これまで、前期の委員会でいろいろなことを言っているが、これがどのように変わって9月に出されたのか、11月に出されたのか。何が変わったのか。ほとんど変わっていないと思うが、なおかつ、こうやって不具合が出てからまた直すと言っても、それが担保できるかどうか非常に怪しいが、いかがか。

○商工労働課長

これまで議論したところで指摘などあった点の中で、当然変えてもらえるものは変える、難しいということでも報告したが、前回の産業建設委員会からの意見の中でも、例えばKPIとか、そういったようなところも追加などとした上で出す用意などもしていたが、先ほど言った計画の中で大きな変更が生じることになったということで考えているので、そうした点を含めて示した中で、無償貸付の議案とか、今提出できないかということ今考えている。

○川上委員

2月に今回参加しないという話になってくると、基本的に経営計画は全部白紙になるということか。

○商工労働課長

その辺も変わってくるものと思っているので、そちらのところの部分などをどういう形で計画を見直すか。それによって、収支計画とか、その辺についても、当然検討などとした上で示すことになろうかと思っている。

○川上委員

収支計画も見直すという話であったが、業者が作られた計画の中には約1億円ぐらいかかるような空調の改修が必要だということを書いていた。1億円である。15年間貸付して、その間でこの空調設備を変えてなってくると、約1億円というのは、業者の収支計画の中に入ってくるのか。

○商工労働課長

まだ今の収支計画の中では1億円は計画として見込んでおられないが、そういった、もう20年近くの建物も建っているということで、大幅に変更もする見込みも含めて、今後1億円程度、それには改修がかかるというようなことでの計画の内容になっていたの、そこまでも見込んだ収支計画なども今後見直しをしていく中で、出されるかどうか、その辺についてはまた優先交渉権者とは話をさせていただこうと思っている。

○川上委員

ということは、エアコンの1億円分というのは、全然執行部側としても、優先交渉権者とどういうふうにするかと相談はしていないのか。

○商工労働課長

まだ、確実にその辺が壊れて直さなければいけないか、どのぐらいなのかといったところについては未定のところがあるということでの計画になっているので、先ほど言ったように、耐用年数なども過ぎて、壊れることなども見込んだ上で、修繕等に対する積立金であるとか、そういうことも今は収支計画の中でされているというふうに伺っているので、すぐすぐというふうに改修が必要とまではこちらとしても思っていない。

○川上委員

経営計画に1億円分、そういう修繕計画も含んであると書いてあると言われたが、読み込んでどこにも出てこない。とても1億円が15年間で利益として上がっていくという計画になっていない。なおかつ、今回のようにテナントが2社入らなくなると、もう全然収支計画は合わない。毎年赤字になる。それなのに1億円というものに対して、計画の中に含んで考えられるという答えか。

○商工労働課長

今の収支計画の中には含んでいない。あくまでそういうのが見込まれるという内容になっていると思う。

○川上委員

ということは、エアコン修繕については、今回の契約の中には入っていないが、最悪の場合は市がまた1億円出すという考えもあるということか。

○商工労働課長

これまでこの事業の内容の中で説明させていただいてきたが、そういったところでの大規模修繕なども含めて、事業者でやってもらうということでの進め方をさせていただいているので、エアコンなどが壊れたもの、壊れた場合などの修繕などについても事業者が負担するというようにさせていただいているので、そこに市が今負担するという考えはない。

○川上委員

今の答えでは、含めた考えでやっているということであるが、どこにも書いていないから聞いている。そういう契約になるということではいいか。

○商工労働課長

事業者と契約する場合には、当然、そういうようなことも全て事業者負担ですよというような契約内容としており、プロポーザルの公募のときからそのことは伝えた上で進めている。

○川上委員

事業者が考えている修繕費は年間300万円である。ということは、15年間やっても4,500万円である。それは、この300万円というのはエアコンではなくほかのことの

修繕費だと思うつじつまが合わないが。

○商工労働課長

あくまでも1億円程度かかる見込みではあるが、壊れたときの修繕も含めての修繕の積立金とまでは、収支計画などでは考えていないので、そうなった場合には、何かその会社の別のところというか、必要になったところはまた違うところからの財源などで充ててやるものだと思っている。

○川上委員

6月に出す予定があるということから出すのであればどんな事業者にどんな計画を出してどういう形で考えているかと議会が聞くのはまずいか。そうしないと、産業建設委員会として成り立たない。しっかり聞いておかないと。当然だと思うが、市は優先交渉権者と交渉されるということであるが、どういう交渉をされるのか。

1億円という修繕費がかかる場合でも、それは全部自分が負担します。なおかつ、毎年100万円ずつ追加しますと言われるのでは、少しは見えてくるがいずれにしても1億円というのはまだあやふやなことになっている。同時に、言えば、浄化槽の問題がまだ残っている。浄化槽は、国土交通省と浜田市とが改修するはずであるが、そのときに業務の負担がかかるから、営業停止とかそういうのが、そういうことも全然話になっていない。そういう大きな問題をたくさん抱えている中で、優先交渉権者と話を進めても、今後の運営がどうなるか見えてこない。やります、やりますと言っても、それは困ったものである。なおかつ、1億円分の診断し、浄化槽の月の仕事はちゃんと保証するという契約にはなっていない。だから、計画中には、どの程度来客数が増えてくるかというシミュレーションがされていない。それを全部やって初めて、そうだねと言えるんだと思う。一番大事なのは、今回、業者さんが入らないということになってくるとそれだけでも既に計画も破綻している。なぜかという、交渉が進んでいないうちに契約の中に入れてしまったから、こうなって初めて行って、駄目だった話なので、要するに、第一交渉権者が作った計画というのが裏付けのない計画というのが見えてきたということである。裏付けのない計画を容認することがあってはならないという思いで聞いている。その裏付けのないものを6月に出そうと言われるから何を考えているのかという点で裏付けをなさいたい。1億円はもう払いませんからやめますとは言われたい。今から15年後、築35年経てば、絶対エアコンが駄目になる。もつはずない。それから、浄化槽問題がある。二つをクリアしてくれたら、これは良い。なおかつ、市民のためにこういうことをやってもらって、この間、当委員会にも市民からの意見などがあった。その中にもあるように、できたらそれは違うことで考えてほしいという案もあった。

同時に私も言っているが、二階の西側については、空きの関係で使っても良いのではないかと、そんなことも含めて考えてほしい。浄化槽の問題をクリアできるのかと。

大丈夫ですというお答えをいただきたい。

○商工労働課長

浄化槽については、国のほうで進められることについて、調整などもさせていた

だいているので、改めてそこのあたりも確認した上でお示しができるものであれば示したい。

あと、裏付け的なところについても、そのことも含めて、今の優先交渉権者さんと話も先般しているので、その辺をもって、また説明したいと思っている。

○笹田委員

今回このようになった責任の所在はどこにあるとお考えか。

○商工労働課長

こちら担当課としても、しっかりその辺も議会なども説明させていただきながら、相手方と調整して進めてきたつもりであるが、私の方などでしっかりその辺の確認をしたつもりが、こんな形になってしまったということで、責任などは私の方にあると思っている。

○笹田委員

課長だけが悪いのではない。市の話なので、市の考え方で、市に責任があるという認識のもと、少し聞くが、やはりこういった委員会でも賛否を求められて、計画に対して、否という形を市長に届けた。先ほどあったように、そこは言っていなかったが、計画自体は良くないよということで提出したが、それで話合いがついているかどうかまで我々は分からなかったの、そこまで追及しなかったが、結局、民間同士の話合いがうまく進んでいない中での提案だったということは、私は非常に市としての責任が重たいと思う。それを提示したということ自体が大きな問題だと思う。

なので、こういったときには、我々としては、ここの内容では「現在協議を進めている」と書いてあった。15年の無償貸付を受けるときには、やはり一筆書いてもらって確約して、入ってもらえるんだ、こういったところにも話はしているが、ちゃんと話が進んで、一筆確認しているところも確認した上で、市が確認した上で提案されているものと捉えて、我々は計画を見ていたわけである。

そうすると、そこの怠りというのは、民間同士の話であるから、民間は15年、それが駄目だった場合は入ってもらえない可能性があるから、直接は強く言えなかったということもあるだろうし、反対側もちゃんとした提案がなかったの、今回引いたみたいな形になってもおかしくない話だと思う。それは私は市の怠慢だと思うし、良くなかったんだなと思うので、しっかり反省していただきながら、今後の計画を立ててほしい。先ほど川上委員からもあったように、この案というのは、去年の3月に、本来ならば無償貸付を上程する予定で進められていた。延びて、提案があったのも遅い、議会からの宿題も出したが、なかなか直らない。それでも今回、委員会が少し、無理ではないかというところもやはり出すと言われたので、出すのであれば粛々と議会で賛否をするんだろうなというところと言った。

結局、今回そういった問題が出されなかったとなると私としては、第一交渉者をこういった状況の中で、いつまで第一交渉者でおられるんだろうかとすごくそれを危惧するところである。それも1年先の、1年何か月もそのままで、計画も変わらないまま、ちゃんとした担保も取っていないのを市が我々に提案したというのは、非常に

計画としてもちゃんとしたものが出ていないという判断をされてもおかしくないと思う。市民にも我々にもこの第一交渉権というのは、どこまでそのお考えなのか、まずそこを教えて欲しい。

○商工労働課長

計画は、先ほど言われたように、詰めが甘かったという点については、私としても、確かにこれまでお話を進めさせていただく中で、今の優先交渉権者もそうであるし、今の運営事業者とも直接会って、私も同席する中で確認をした上で、当然議会に出していくことであるから、その辺の確認をした上で進めてきたつもりである。

それがこういう形になったという点については、確かにしっかり書き物として残すということではなく、お互いの話合いの中、あるいは、そうしたそれぞれの事業者の役員会であったり、そういった場の中では、そういう形で話をされているということも確認した中で進めてきたことが、今少しこういう形になってしまったということで、詰めが甘いと言われれば、そうであったなということで大変反省している。

もう一つ、いつまでこの優先交渉権者というところかということについては、今この形で延ばしてもらったものが、市には最終だという思いで、6月になるのかできるだけ早めに提案などをまとめた上で示して、そこで仮に駄目だというような話になれば、そこから先どうするかということはまた、市の内部などでも検討していかなければいけないかなと思っている。

○笹田委員

課長が悪いわけではない。市のことであるから、課長だけが責任を負うこともないし、課長だけが反省する話じゃないと思う。市全体として、やはりそういったところが甘かったというか、ちゃんとできていなかったというのが、今回の原因だと思う。

ただ一つ、川上委員からもあったように、我々としては、案自体が少しどうなのだろうと言って返したのが筋なので、そこに穴が開いたところに誰か業者が来ると言っても、内容自体は大きく変わらない。なので、そうなるとうどうなんだろうという気が個人的にはする。やはり、30何社でしたか、いろんな人と協議するみたいな話もあったが、課長に来てもらったときに、3、4社の話もしてもらったときに、よそではこういう形でやっているからできるだろうというぐらいの形であった。そういったちゃんとした話合いもできていない中で、果たしてそこが現実的に担保できるんだろうかという危惧がすごくあった。穴埋めをしたからといって、提案が良くなるということも考えられないので、そのあたりを考えながら、この市の方針をしっかりと決めていってほしいと思う。

○副市長

課長が言っているように、今のフードコート部分の地元企業が入られる予定で提案をする準備をしていたところが、地元企業がそこに入ることを辞退したいということをして正式に表明された。それまでは入るという方向でやっていた。その詰めが甘かったというのは間違いない。

これは最終的に私がそれぞれの事業者の方に来てもらい確認をした段階で、そう

いう意向を示されたので、最終的に文書で出してもらった。ただ、今回、優先交渉権者が出される計画については、市としてはそれが有効だということで進めてきたわけなので、その計画、フードコート部分の地元企業が入れなかった部分をどうするかというのは、早急に詰めていただきたいという願いをして、そこはきちっとまた新しい案を出してもらう。だから全体をどうのこうのということは考えていない。これは、先般来から議会の皆は賛成が少ないよということも言っているのも承知しているが、市としては、それを優先交渉権者が出された計画が適当だと審査会で判断されたものを受けて出しており、修正ができるものは当然修正をして、質問にも答えている。

ただ、これを市が今の段階で、これは駄目ということは当然言わない。この計画をもう一度、今の抜けたところを整理して、その確実性を担保して出すということが、市の今の考えである。課長が言っているように、6月ぐらいをめどにやりたい。今の優先交渉権者さんにも話をして、そここのところの対応をお願いしている。ほかのところもまだ不確定な部分があるので、二階のところ、そういうのも早くリーシングしていただいて、きちっとしたものにはある程度固めて出したいということを考えている。

いくつか議会で宿題いただいていることについても伝えて、対応できるものは今しているので、今のフードコート部分が空きとなりましたら、改めてまた説明をして、最終的に判断をいただければという考えである。

○笹田委員

先ほど何か文書でもらったという答弁があったが、文書は当事者同士のやりとりの文書か市がもらった文書かそのあたり少し教えてほしい。

○商工労働課長

辞退については、相手方から文書でもらった。三者、優先交渉権者と市と、今の運営事業者とで、そのあたりの確認を最終的にしたいと話をする場を作ったときに、今の運営事業者さんが文書で辞退しますと、あるいは1年間は延長ということであればそのあたりは引き受けますということを書きもらった。

○笹田委員

その文書を委員会として提示してもらおうということをお願いしたい。どういった文書だったのかというのをぜひ委員会に提出してほしいが、委員会の皆で決めてもらえればと思う。

○村木委員長

それは出せるか。

○商工労働課長

一応、相手方の運営事業者さんには確認が要っている。その上で、大丈夫ということであれば提示できるかと思う。

○村木委員長

それでは、お諮りする。条件付きではあるが、3者の了解を得れば、その文書を委員会の方に提示してもらうことに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手あり)

挙手多数ということで、条件付きではあるが、資料提供ということで、3者の文書提示をお願いします。

その他はあるか。

(「なし」という声あり)

以上で執行部報告事項を終了する。ここで、3月17日の全員協議会で提出して説明すべきものを決定する。執行部の意向を確認する。

○商工労働課長

今度の全員協議会への報告説明はないと考えている。

○村木委員長

執行部側の意向としてはなしということであったが、委員はよろしいか。

○西田一平副委員長

先ほど補足説明があったゆうひパーク浜田の件であるが、新聞報道などにも出ているというところと一部混乱を生じている部分もあるのかなと思っているので、こちらの部分は全議員への報告というところも含めてお願いしたいと思っている。

○産業経済部長

今回、執行部報告事項としてはないので、やるとしたらどういった方式でやれば良いか。

○笹田委員

今は執行部報告事項のその他でやったので、執行部報告事項として上げてもらっても構わない。委員会としてはその他でやったので、大丈夫ではないかと思う。

○川上委員

笹田委員が言われたとおりでお願いします。同時に、どんな形で、時系列で全部書けば良いのではないかとよく分かる。それはおそらく当委員会においても見てほしい。よろしくをお願いします。

○村木委員長

もともと報告事項にないが、その他で議論した内容ということで、経緯、どういったところかという話になるかと思うが可能ということでよいか。では、まず委員会として、先ほどあったとおり、執行部報告事項の中にゆうひパーク浜田のことについて、いきさつや、時系列など、今議論している内容、そういったところを報告するというのを、全員協議会の報告事項ということで上げるべきだということで、賛成の方の挙手を求める。

(挙手あり)

全員賛成ということで、準備をお願いします。

全員協議会での報告事項は産業建設委員会から1件ということでお願いします。

11 所管事務調査

(1) 12月定例会議で採択した請願の進捗状況について

○村木委員長

順次説明をお願いします。まず商工労働課。

○商工労働課長

浜田市商店街の活性化の支援を求める請願についてということで、五つの点について記載している。

空き店舗の活用策については、記載のとおりであるが商工団体なども空き店舗というところの課題感を持っているということもあるので今後連携して活用策は考えていきたい。

イベントの集客策の支援については、商業の活性化支援事業などにおいて商店街などには、集客などを目的にイベントなどを行った際に支援などもしている。

また、その中に県の財源なども活用というか、担い手不足であるとかそういったところも含めて、皆でいろいろ取り組んでおられるがなかなかそういった担い手なども難しいといった声なども聞いている。引き続き、そういったところをどういう形で支援していったら良いかということも、声を伺う中で検討していきたい。

キャッシュレスへの対応については、メリット、デメリットの点なども記載などもしているが、直接今の導入がどれぐらいかといったところなどは、商店街の中だけということで把握していないが、これまで応援チケットをやった際に、加盟店の皆にアンケートを毎回取る中に、こういったキャッシュレスの導入状況ということをお伺いしている中では、こういったキャッシュレスのものかというのは別にして、全体的に6割程度は導入されている店舗などがあるというふうにお伺いしている。そういったことも含めて、商店街などもこういった考えとかそういうのも聞き取りなどもしながら、促進なども研究していきたいと思っている。

事項4については実施済みというふうになっているので、省略させていただいて、今後の商店街の中長期計画の作成については、駅周辺のランドデザインを来年度策定していくという中にも、当然、商店街の支援なども書かせていただいていると思う。

そうしたものなども踏まえながら、商店街の皆とどのような中長期的に支援であるとか、取組なども考えていった方が良いのかといったことは、今後しっかり検討していきたいというようなことで考えている。

○村木委員長

続いて、農林振興課。

○農林振興課長

請願57号の農業担い手支援の強化を求める請願について説明する。

事項1であるが、若手農業者への支援制度の拡充については、認定新規就農者に対する支給額30万円から40万円という増額、それから、引き続き就農する若者の補助対象30万円の支給と書いてあるが、これは令和8年度の予算要求に上げているので一応予定ということにしたい。

次に事項2であるが、農地集約化支援を進めること。これは、地域内の一定の農地を中間管理機構を通じて担い手化した場合には国の補助金がある。

それから、逆に、担い手が受けた場合には県の事業があるので、こちらの方は現

制度を活用したいと考えている。

事項 3、担い手育成の研修会であるが、こちらの方は、有機米の栽培研修をはじめ、各自研修を実施している。

事項 4、農業機械の購入の補助制度の検討であるが、こちらの方、今年度から小規模農家の機械整備支援事業を新設し、対応済みということで報告する。

最後、事項 5 であるが、農業者の意見を政策に反映する仕組みを整えること。JA の生産部会であったり、各協議会の意見については、政策に反映していると考えている。

○村木委員長

続いて、維持管理課。

○維持管理課長

請願第 59 号、市管理区域の草刈り、溝掃除の行政負担を求める請願についてである。

請願事項 1 で、草刈り、溝掃除の市管理区域の整理及び市の草刈り、溝掃除の実施状況ということで、市管理区域については、道路などの施設ごとに整理した管理台帳をもとに把握している。

市が実施した草刈りの状況は、道路が 63 か所、延長が約 143 キロメートル、河川が 6 か所、延長が約 6 キロメートル、公園は 43 か所である。溝掃除の実施状況については、11 か所、延長約 700 メートルである。

事項 2、危険区域の業者への委託状況ということで、道路の草刈りの業者への委託状況は 1 か所、約 1,800 メートルである。また、溝掃除の業者への委託状況は 11 か所、約 700 メートルである。なお、地域の方が作業されるか所には危険を伴うか所も考えられるので、そのような場合には、市が作業を行うなど対応する。

事項 3、草刈り、溝掃除における実施計画の策定状況であるが、現在、計画は策定していないが、今後、道路などの草刈りや溝掃除が困難な地域から個別の相談があれば対応するなど、負担軽減に努める。

事項 4、草刈り、溝掃除における地域住民と行政の役割分担の状況で、市が業者委託によって草刈りを行っている道路は、集落と集落の間で住宅の少ないか所や危険か所を行っている。また、溝掃除については、危険か所などを行っている。よって、それ以外の箇所については、地域の皆に協力してもらっている。

事項 5、草刈り、溝掃除における予算措置の状況ということで、令和 7 年度の草刈り報償費は約 6,900 万円、業者委託による草刈り費用は約 5,400 万円、溝掃除における予算は約 800 万円となる。これまでも草刈り報償費については、単価とか高齢化率による加算や支払い回数の拡充を行ってきた。今後も地域の草刈り活動を継続していただけるよう、令和 8 年度においてさらに報償費の高齢化率の拡充を行う予定である。

○村木委員長

請願 60 号をお願いします。

○維持管理課長

請願第 60 号、生活道路の補修計画及び舗装基準の明確化を求める請願についてである。

事項 1、市内生活道路の現況調査の実施状況ということで、これまで道路舗装の路面調査や道路の法面点検、橋梁点検を実施しており、今後も定期的に点検を行う。

事項 2、補修、舗装の優先順位の公表状況ということで、道路補修の優先順位については、緊急性や道路状況などを考慮して決めており、補修時期の見通しができた時点で、周辺住民の皆に回覧などでお知らせをしている。

事項 3、危険か所の対応状況。危険か所の総数は 92 件、うち対応済みが 85 件となり、残り 7 件、これはいずれも大雨による災害復旧のか所で、現在対応中である。

事項 4、舗装基準の明文化の状況ということで、市道認定基準や路面復旧基準に舗装構成が記載されているので、今後ホームページなどに掲載して情報提供に努めてまいりたい。

事項 5、年度ごとの補修、舗装予定一覧の公開状況ということで、先ほども言ったが、現在、補修時期の見通しができた時点で周辺住民の皆に回覧などで知らせているが、今後は道路改良や一定規模の舗装整備などに関する情報をホームページなどで市民に提供したいと考えている。

続いて、請願第 61 号、市内河川の点検強化及び治水対策の充実を求める請願についてである。

事項 1、市内河川の点検状況ということで、河川の点検については道路パトロールに合わせて実施している。

事項 2、土砂堆積か所の除去の状況ということで、令和 4 年度から 3 年間で河川緊急しゅんせつ事業により、21 か所の河川の土砂堆積の撤去を行った。また、令和 8 年度から引き続き行えるよう予算要求を現在しているところである。

事項 3、老朽化護岸の補修計画の状況ということで、補修を必要とする箇所数は 10 件あり、1 件対応済みで、現在 1 件の補修工事を行っている。

事項 4 は構築済みということで割愛する。

事項 5、治水対策計画の公表の状況ということで、島根県が公表している二級水系流域治水プロジェクトにおいて、浜田市も一体となり治水対策を推進してまいりたい。

続いて、請願第 62 号、市内公園の安全管理と維持強化を求める請願である。

事項 1、公園の点検の状況ということで、公園施設の日常点検は職員が年 3 回、子どもが長期の休みに入る前に主に実施している。また、遊具の定期点検については専門業者に委託して年 1 回実施している。

事項 2、老朽遊具の確認状況、修繕更新予定ということで、令和 7 年度は 86 基の遊具の定期点検を実施した。このうち修繕が必要と判断された遊具は 2 基あるが、1 基は完了しており、もう 1 基は 3 月中に完了する予定である。

事項 3、雑草、害虫対策の実施状況ということで、43 か所の公園で除草作業や樹木管理を造園業者に委託しており、除草作業は年 4 回実施している。

事項 4、各公園のトイレや水道設備の整備状況。市内公園 99 か所のうち、トイレ

が整備されているのは48か所で、水道設備が整備されているのは64か所である。

事項5は実施済みということで割愛する。

○村木委員長

続いて、建築住宅課長。

○建築住宅課長

請願63号、空き家対策の強化を求める請願についてである。

まず、請願事項1、空き家の実態調査を定期的に行うことである。現在、空き家調査については、市の空き家対策計画の基礎資料として、令和4年度から6年度の3か年にかけて実施したところである。当面はこのデータを活用する予定であり、今後は対策計画の更新に応じ、適切なスパンで調査を実施したいと思っている。

続いて、事項2、倒壊の恐れのある建物への指導を強化することである。今の状況であるが、危険な空き家については、国のガイドラインにより、所有者に対し、現地の状況を注視しながら指導を行っている。また、空き家特措法の改正により、危険空き家の予備軍となる管理不全空き家についても指導するなど、範囲を広め、危険空き家増加の抑制に努めているところである。

事項3については、所有者不明土地の対応方法についてであるが、これは国が令和4年3月に所有者不明土地ガイドブックというものを策定しているのでこれに基づき対応をしている。

なお、所有者不明土地とは、法務局で登記簿を参照しており、周りの住民にいくら聞いても所有者が判明しない場合の土地のことを言う。

○村木委員長

続いて、請願64号である。

○建築住宅課長

まず、請願事項1市営住宅入居基準の全面的な見直しを行うことである。

これは前回も説明したが市営住宅の入居基準については、公営住宅法に基づいて条例を定め収入基準や住宅困窮要件など、住宅に困っている方に沿った設定となっている。また、市内にある県営住宅においても全く同様の基準で適用されているので、基本的には公平性がそれで保たれているものと判断しており、現時点では現行の基準で運用を続けていくことが最も効果的であると考えている。

続いて、事項2、高齢者、母子家庭などの優先枠を整理することである。この状況であるが、これも法の基準に沿って、入居募集の際に応募者が複数となって抽選が生じた場合は、倍率優遇方式による抽選で当選確率を一般世帯より高く設定し、入居の優先度を上げる対応を既に取りっている。また、さらには、入居基準となる最低収入要件の引き上げとか、家賃設定における特別控除の採用など、優遇措置を既に設けており、生活の安定を図る制度を実施しているところである。

事項3、空き室情報を公開し、入居促進を図ることである。これはもう既に市は管理代行の指定管理者などのホームページに一覧を掲載しており随時募集をかけているので実施済みとさせてもらっている。

続いて、事項 4、申込み手続を簡素化するということである。この状況においては、現時点においては、入居要件を確認するため、入居募集申込書のほか、所得課税証明書や住民票などが必須となっているのでこの書類の省略は基本的には困難である。実情では暴力団照会も含めて申込みからおおむね 20 日程度で入居してもらっており、基本的には適切なものというふうに判断している。

また、今後、オンライン申請の導入や必要書類の削減、電子化などが考えられるのでこのところについては、今後研究してまいりたいと思っている。

最後、事項 5、適切な家賃設定を検討することである。これについては、家賃の設定については、一部の住宅を除き、公営住宅法による応能応益家賃制度、これを採用しており、毎年度、収入や立地条件に応じた家賃設定となっているところである。

これによって収入が低いほど家賃が低く設定される形となっているので、基本的には適切なものというふうに判断しており、この取扱いを継続したいというふうに思っている。

○村木委員長

それぞれ、今後においては、今回各課から進捗の報告があったので、今後、この対応について、また委員会の中で協議をしていきたいと思う。

中には進捗状況であったり、報告をしますよとか、そういったことも入っているので、その辺で判断をしていきたい。改めて感謝する。

今回 8 件の請願について状況を求めたが、委員から総括的な質問があるか。

○笹田委員

聞くと、ほぼこの請願に沿って、いろいろもう市は動いてしっかり運用されているなという気がするが、そういった感覚で間違いないか。

○副市長

それぞれ三つの常任委員会と同様に、こういう後の進捗管理などの請願が出ている。いずれも、やはりこういう定期的いきちと管理をして、できる部分とできない部分はあると思うが、その辺を逐次報告するというのは重要だと思うので、今後もしっかりそういうことには取り組んでいきたい。

○村木委員長

改めて、今後の対応については相談するので、よろしく願います。

(2) 産業建設委員会所管施設の有償・無償譲渡の状況について

○村木委員長

執行部から補足説明があるか。

○商工労働課長

過去 5 年、産業建設委員会所管の有償無償譲渡ということで、有償無償に分けて 6 件の譲渡の状況があったということで報告する。

○村木委員長

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(3) 主要地方道浜田美都線全線2車線化の状況について

○村木委員長

執行部から補足説明があるか。

○弥栄支所産業建設課長

資料を二つ付けている。2枚目の県からいただいている道路概要図の方も一緒にご覧いただきたい。全体路線としてであるが、浜田港から国道9号、三隅側の国道191号にわたる路線となっている。概要図の方の紫に塗ってあるラインが改良済み、それから黄色が未改良、赤いところが現在着手の区間である。それから、緑の区間は1.5車線の改良がされているというところである。1ページに戻るが、浜田管内については、旧浜田市内については100%完了している。

弥栄町内、こちらについては、実延長が13,770メートルで改良済みが8,840メートルということで、改良率が64.2%となっている。今年度の進捗状況であるが、概要図の赤い印がついている、線がついている。こちらのところで工事をやっている。事業費としては1億6,500万円ということで、このような形で今進んでいる。今後の予定であるが、吉賀工区ということで、図の方で示してあるが、こちらの平原工区、赤い字で書いてあるが、こちらが来年度完成予定になっている。赤い線を引いてある右側の方、こちらが完成予定になっている。

それから、三隅側ではなくて反対の旭側であるが、赤い印などついているが、こちら側に向けて引き続き詳細設計が行われているので、令和8年度の工事が終了次第、こちらにまた着手をされるという予定で聞いている。緑の1.5車線区間であるが、こちらについても、今、2車線化が可能かどうかということで検討が進められていると聞いている。

○村木委員長

このことに関して、委員の方から質疑はあるか。

○大谷委員

確認であるが、この黄色と赤のところが今やっている、もしくはこれからという理解でよいか。

○弥栄支所産業建設課長

黄色と赤の部分がまだ手が付いていない部分と、着手をしているところということになる。それと、2車線ということになると、緑の色が付いているところが1.5車線であるので、ここはまだ2車線にはなっていないということになる。

○大谷委員

緑の1.5車線部分についても、災害時においては土砂崩れなどで簡単に道路が封鎖されてくるので、最低でも2車線という確保は必要であろうと思う。よって、当然ながら、この緑部分についても改良に向けた手立てというか、努力は今後もお願いした

い。

○笹田委員

毎年弥栄から要望が出ている。その中でいろいろ意見を言われるが、浜田市として今、道路が少しずつ増えているが、その要望どおりに事が進んでいるのかどうか、そのあたり、市はどういう考えを持っているか。

○弥栄支所産業建設課長

毎年、2車線化を願う会の方から市議会、それから市長、あと県庁の方にも行っておられる。要望は出されており、工事の進捗度合いが少し遅いというのはあるが、工事が止まっているということはないので、あとはこれをなるべく早く進めるということを引き続き要望していきたい。

○村木委員長

その他はあるか。

(「なし」という声あり)

それでは、以上で所管事務調査を終了する。改めて、資料作成に感謝する。執行部は退席されて結構である。暫時休憩する。

(執行部退席)

[14 時 40 分 休憩]

[16 時 59 分 再開]

委員会を再開する。

(5) 浜田市ふるさと体験村施設の営業休止について

○村木委員長

ここで、弥栄支所産業建設課から発言の申出があるので、これを許可する。

○弥栄支所産業建設課長

本日配布した資料の通り、浜田市ふるさと体験村において、水質検査の結果、色度の項目で基準値を超えていたため、保健所の指導に基づき、本日、営業を休止することとしたので報告する。

経緯は、2月18日に一度、色度が基準値を超えていることが判明した。その際、環境保健公社から連絡があったが、指定管理者の判断で再検査を依頼し、営業を継続した。この期間は冬季のため通常営業はしていなかったが、イベント等での利用があった。保健公社の検査は毎週水曜日であるが、2月25日が臨時休業であったため、3月5日に検査結果が出て、やはり基準値を超えたということである。基準値5.0度に対し、それぞれ超過していたということで、指定管理者が本日、保健所に問い合わせたところ、改善されるまで営業を休止するよう指導があった。原因については、調査

中であるがもともと鉄分が多い地域であるためその影響が考えられる。利用者の状況は、記載のとおりである。まだ確認できていないところもあるが、今、指定管理者と市の方で順次、特定できる方には連絡して確認をしている。

今後の対応であるが、まず、業者確認を進めている。先ほど言ったとおり、指定管理者と市の方で健康上の聞き取りも行う。

それから、明日から健康相談窓口を支所市民福祉課に設置し、相談を受けた。

それから、設備の点検を行い、原因究明を行いたい。水質検査も再度行い、安全性が確保された上で再開したい。

今後、検査結果を市もしっかり確認し、基準値を超えるようなことがあればすぐ対応できるように、市の方も確認をする。

○村木委員長

委員から質疑はあるか。

○今田委員

この2月18日にまず分かった時点での連絡はなかったようにこの経緯にはあるが、指定管理者の判断で営業継続というのがある。これについての問題というか、報告義務など、もし出た時、これ営業してはいけなかったのではないかと思うが、そちらの見解を教えてほしい。

○弥栄支所産業建設課長

議員ご指摘のとおり、まずここで基準値を超えた時点で、当課にも報告があってしかるべきであったし、当然営業も休止すべきであった。その徹底ができていなかったのは、市の責任でもある。

○村木委員長

その他にあるか。

○大谷委員

基準を超えたのは色度だけで、その他の金属類は基準値以下という認識で間違いないか。

○弥栄支所産業建設課長

今のところ、ほかの項目については基準値を満たしている。

○大谷委員

例えば、温泉成分の確認のように、鉄イオンの量とか、調べようと思えば調べられると思うが、そのあたりは調べられたかどうか確認したい。

○弥栄支所産業建設課長

今までは水質検査は環境保健公社の定期的な検査を月1回、あと項目によってまた3か月に1回などを行っており、飲食と旅館業の営業許可が必要な方の項目を今まで継続してきた。指摘の検査、成分等の判別方法などはすぐには分からないが、研究してみたい。

○大谷委員

温泉成分の検査方法を取れば、各金属の量は分かるので、それをされれば、鉄分が問題のように見えるが、その辺は分かるのではないかと思う。鉄分が多ければ、水が茶色っぽくなるので、そういったものが出ると思う。それと、例えばフィルターのような浄水器を通せば、その水は使えるのか。浄水を通して問題ない状態であることを確認すれば使えるとか、そういったことはどうなのか。

○弥栄支所産業建設課長

最初の鉄分のところは、検査をどこまでしているかも含めて、もう一度確認したい。

○大谷委員

フィルターであるが、鉄分を除去できるようなフィルターはあるが、そうしたものを通したのについて使用ができるかどうか、そのあたりはどうか。

○弥栄支所産業建設課長

施設には既にそういうものを設置している。県公社の検査は採水場所が決まっておき、原水に近いところ、使用するところの近く、それでいくとやはり基準を今回は超えた。

○大谷委員

温泉成分についても、原水と使用部分とで分けて検査することがあるが、その場合においても西部が異なることがある。水が流れる最中に変質してくるので、それによって量が変わる。いずれにしてもその原因を探らなければいけないので、より正確な検査をされて、どこに問題があったかを見つけないと対応策は取れないと思う。まずは分析が必要かなということを指摘しておきたい。

○弥栄支所産業建設課長

意見として承る。そのように変えていく。

○笹田委員

18日に指定管理者に水質検査で色度が基準値を超えたとあるが、これは定期的な検査で出てきたのか。

○弥栄支所産業建設課長

毎月水質検査をやっており、定期検査であった。

○笹田委員

その時には、県公社からは営業をストップした方が良いという話はなかったのか。

○弥栄支所産業建設課長

それも不思議なので確認したが、県公社の方は当然もう止めるものだと思われていたようである。再検査はされますかというのは、相手方から問いかけがあって、指定管理者もお願いしますということだったらしいが、この営業に関しては、県公社さんも管轄外なので、そこの指摘もなかったというのものもあるが、指定管理者の方の認識が全然なかった、市も含めて、こういう問題があった。

○笹田委員

基準値を超えた時点で、普通であれば問題にしないといけない事案だと思う。今後、健康被害が出てくるか分からないが、健康被害が出ていないということが幸いかもしれないが、こういった指定管理者としてふさわしいというか、その辺が今どうなのか。それは、指定管理者を選んでお願いしている以上は、市の施設である。しっかり管理も含めてやってもらわないと。普通に考えれば、営業を休止するのが普通だなと思って聞いた。少しここの指定管理者は問題があるなと話を聞くと思うような問題だと思う。

○弥栄支所産業建設課長

おっしゃるとおりである。

○川上委員

新たな指定管理を出すことが心配な事案だと思う。今回、前回決めて聞いたので、慎重に、一番心配なのはそこである。それについては、やはりポイントだけでなく、文面でしっかり市に出してほしい。

○弥栄支所産業建設課長

経過報告も当然であるし、今後の対応策も求めて、市もそこはしっかりと対応する。

○小川委員

結局、指定管理者の方で判断ができず、結果的には保健所に問い合わせ、口頭指導によって休止されたということか。その間、2週間ぐらいは、市の方には連絡がなく、3月6日、今日初めて連絡があったのか。その間、ずっと指定管理者の判断でやっていたということか。そのあたりの経緯、実態はどうだったのか。

○弥栄支所産業建設課長

この結果をちゃんと認識していなかったというか、軽く見て、この部分が、何とも申し訳ない。この認識がなかった。

○小川委員

今回は色度ということであったが、例えばいろんな菌の関係などがもし基準値を超えていた場合、その時の例えばマニュアルとか、こうなったときにはこうしなければいけないというようなものはあると思うが、そういうのはちゃんと配慮はされているのか。

○弥栄支所産業建設課長

この水質検査に対するマニュアルのようなものがなかったのは確かであり、そのあたりは改善して、しっかりやっていきたい。

○小川委員

どちらにしても、少し時間が経ちすぎている。本来であれば18日の時点でそういうことがあったときは、すぐもう支所の方に連絡するのが当然の手順ではなかったか。そこからまず間違っていたということになる。

○弥栄支所産業建設課長

そういった危機管理の連絡、そういう体制を作っているが、連絡をすぐできな

ったということ自体が問題であり、これは市も含めて申し訳ない。

○川上委員

食品衛生管理者の資格は持っているのか。持っているのであれば、勉強されたの
だろう。食品衛生の26項目のうちの25番目に色度も入っている。ということは思う
のでその辺も含めて、再度、教育を受けたら良いのではないか。

○弥栄支所産業建設課長

その辺の教育、研修をしていく。

○村木委員長

私から委員として発言する。周知であるが、明日から休みになるわけで、窓口は3
月7日からやりますよというのがある。あそこが今お休みになったという周知はどの
ような形でお考えか。

○弥栄支所産業建設課長

周知については、会社のホームページ、それから、もう時間がないので、これか
らになるが、マスコミへの情報提供を添付しているので健康相談窓口を開設すること
も含めて周知する。

○村木委員長

その他あるか。

(「なし」という声あり)

以上で報告事項を終わる。

(執行部退席)

それでは採決を行う。

採決前に、自由討議が必要だと思われる案件はあるか。

(「なし」という声あり)

なしということで、それでは、市長提出議案7件の採決を行う。

・議案第7号 浜田市弥栄農産物処理加工施設条例を廃止する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・議案第8号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・議案第9号 浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決した。

・ **議案第 13 号 財産の無償譲渡について（浜田市弥栄農産物処理加工施設）**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・ **議案第 30 号 浜田市企業立地促進条例の一部を改正する条例について**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・ **議案第 31 号 指定管理者の指定について（浜田市美又温泉美肌観光拠点施設）**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決した。

・ **議案第 32 号 財産の無償貸付の変更について（「道の駅」ゆうひパーク浜田）**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

以上で本委員会に付託された議案の審査を終了する。委員長報告は正副委員長に一任ということによろしいか。

(「はい」という声あり)

3月17日の表決までに作成したタブレットに入れておくので、確認願う。

11 ぎかいポスト等に寄せられた意見への対応について

○村木委員長

前回協議して皆から意見をもらった内容で回答案を作成した。委員の皆から追加や修正があればお願いします。

○川上委員

この2件目であるが、これについては、執行部に伝えてあるのか。今日の話ではどうも伝わっていないような気がする。

○村木委員長

まだ伝わっていない。

○川上委員

伝えてほしい。

○村木委員長

分かった。それでは、このとおりの内容とする。先ほど川上委員からあったとおり、手元に行く文書であるので、このことが手元に行くまでには、執行部の方には伝えたいと思っている。

12 議会による事務事業評価の実施事業選出について

○村木委員長

今回2件ということで、「山陰浜田港水産物ブランド化推進事業」と「観光協会助成事業」の2事業を選出している。選出理由は記載のとおりである。

このとおり、全員協議会に報告してよいか。

(「はい」の声あり)

では、このように報告したいので、今後また委員会の方で、こちらの方、よろしく願います。

13 重要案件の意見交換会の案件見直しについて

○村木委員長

これに関しても、前回の委員会で皆から意見をいただき、調整した。その結果として、案件1としては「浜田の食と観光について」、案件2としては「浜田駅前周辺活性化について」、案件3としては、包括的に「産業建設委員会所管事項（商工、農林水産、観光、建設、道路維持、公園など）」という形にした。具体的なテーマを二つに絞り、包括的なテーマ1件の案件とした。案件1については施政方針などにも出ている内容ということで、案件2はこれから進められる内容でもあり、当委員会の所管のことでもあるので、まとめたところである。意見はあるか。

(「なし」の声あり)

それでは、この3件をテーマで報告するのでよろしく願います。

14 地域井戸端会のテーマ設定について

○村木委員長

これも皆から意見を確認し、正副委員長で協議した結果を報告する。テーマとしては、「100年先に残したい、浜田の食」を考えた。文化庁の取組であるが、「100年フード」というものがあり、浜田市の登録はなかった。こういう取組につながって浜田の食が認定されることになるとおもしろいかと思い、このテーマで、28か所、まずは入り口としては話ができればなと思っているが、皆の意見はいかがか。

○笹田委員

素晴らしいと思う。

○川上委員

切り口としてすごく良い。発信しやすい。

○大谷委員

将来を見据えて、しかも現状を認識する上で良い取組であろうと思うので、どういふ声が出てくるか期待をしたい。

○村木委員長

もし募集が10月にもあれば、それも応募できるような形もあるのかなと思っている。これで、このテーマとする。

15 取組課題について

○村木委員長

各班から調査の進捗状況の報告をお願いします。

なお、既に案内済みであるが、視察に関しては、結果的には川本町も見送ったし、九州も見送ったといった。まずは「浜田漁港・商港の活性化」についてお願いします。

○西田一平副委員長

先日、LINE WORKSで資料を発信したが、一応15団体を決めた。区分のところに書いてある1番のところが対面ヒアリングを優先したいというところで、中心6団体を挙げた。それ以外のところに関しては、文書照会を考えている。

特に国とか県に関しては文書で十分かと思っているので、今日は浜田港振興会へ行ったので、質問はまた後日上げるところになるかなと思っている。

○村木委員長

班の方から補足があれば。

○笹田委員

一応3人でまとめたが、また皆に見られて質問など、これでいきたいと思っている。

○村木委員長

今後の進め方としては、班でこれを掘り下げていくということで班で動くということではよかったか。もし対面のときの日程調整については、事務局を通すということではよいか。その日程があれば、他の班の方も出ても差し支えないということで、基本的には3名の日程調整で進むということではよいか。

○笹田委員

視察などのときには、やはりその3人だけでは厳しいと思う。なので、極力3人だけというのは避けたいと思う。ヒアリングの場合は仕方ないが、やはり産業建設委員会の課題として全員で取り組みたい。準備など、まとめなども、皆に共有しながらやった方がよいかと思っている。全員の共通意識のもと、日程調整を意識する。

○村木委員長

続いて、もう一方の班長からお願いします。

○今田委員

川本町の視察については、引き続きまた調整を行っていただきながら、その調整が決まるところで、質問事項も考えながら川本町の方に投げしていきたいなと思っている。それプラス、関係機関に関しての意見交換も調整をしていきたい。

○村木委員長

同じようにまた質問項目をまとめていただいて、LINEWORKSで日程調整、必要であれば連絡して、市外への視察は今年度中はなかなか難しかったが、次に向けてしっかり調査をして、4月に入ってまた新たな視察などに組みたい。

○大谷委員

それぞれ班から報告を聞き、今回できなかった視察先について4月以降のところではということでは認識できるわけであるが、4月以降もまだ日程が迫ってきている状況なので、もし調整するのであれば、やはり相手方のこともあると思うが、こちらのメンバーの都合も、決めておく必要はなかろうかと思った。この辺で考えるとかというのがあった方が良くないかと。

○村木委員長

井戸端会議のこともあるから、少し抑えなければいけない。取組についてはよいか。

(「はい」の声あり)

16 その他

○村木委員長

委員から何かあるか。

(「なし」の声あり)

私の方から1件、先日、萩・石見空港の利用促進ということで、益田の議長など関係者の方が来た。市としては、議長、副議長と正副委員長の方で立ち会わせて。

内容としては、令和7年度の空港の利用状況ということで、令和7年度の東京線の利用状況は、前年度より6.3%増、7,222人増であるが、目標の搭乗率には3,970人足りないということで、何とか利用促進をお願いしたいというところであった。

特にアンダー25、25歳以下は結構安く行けるので、この2月、3月ということで、もう3月に入ってしまっただが、議会としてなかなか難しいかなというのもあったが、そういった話を聞いた。あと、意見交換をした。来る人と向かう人のどちらが多いとか、あと組織自体も、もっと一つになってやっていく必要があるというようなことがあったということを報告申し上げる。

では最後に、次の委員会は改めて調整するのでよろしく願います。

それでは以上で産業建設委員会を終了する。

[17時37分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

産業建設委員会委員長 村木 勝也